

# 一推桜

|                   |          |
|-------------------|----------|
| 児童虐待防止月間          | p2 ~ 3   |
| 秋季火災予防運動          | p4 ~ 5   |
| 決算報告              | p6 ~ 8   |
| 健康だより             | p10 ~ 12 |
| お知らせ (制度・催し・スポーツ) | p16 ~ 25 |
| 桜井市 PHOTO ニュース    | p27      |

—わかざくら—

11月中旬には朱塗りの社殿と競う  
ように約3,000本のカエデが色  
づきます。

(大字多武峰 談山神社)

11 月号

平成26年/2014年

桜井市広報

No. 1245

人は等しい 毎月11日「人権を確かめあう日」



## つなげよう こどもの未来 みんなの宝



11月は「児童虐待防止月間」です

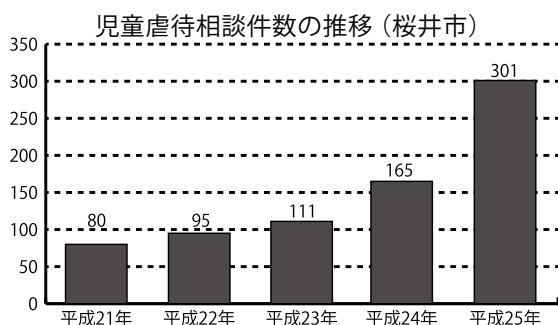


### ◆児童虐待 ～子どもに対する重大な権利侵害～

児童虐待は、子どもの成長や人格形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれる恐れのあるものです。家庭内のしつけとは明らかに異なり、決して正当化されるものではありません。

#### 増え続ける児童虐待……

実は私たちの身近なところで起こっています。  
「児童虐待」はどこにでも起こりうるものなのです。



#### 児童虐待の種類

##### 身体的虐待

なぐる・ける・  
やけどさせる・  
戸外に締め出  
すなど



##### ネグレクト

食事を与えない  
・身体や衣服を  
不潔なままにし  
ているなど



##### 性的虐待

わいせつな行為  
の強要・わいせ  
つな画像の被  
写体にするなど



##### 心理的虐待

どなる・ことば  
でおどす・無視  
する・DV（ドメ  
スティック・バイオレンス）  
を見聞かせるなど



### ◆「しつけ」と「虐待」はちがいます ～常に子ども側の視点に立って考え、判断する～

虐待か虐待でないかは、親の思いは関係なく、子ども側の視点で判断を行う必要があります。日常的に子どもに愛情があり、一生懸命な思いからの行為であったとしても、子どもにとって有害であれば、その行為は虐待です。

#### しつけ

##### 子どもの気持ちを 尊重できている行為

子どもが自立していくために必要なことを子どもに理解できるように繰り返し教えていくこと。子どもの立場に立ち、子どもの気持ちに寄り添いながら行う行為。感情的に怒りをぶつけるのではなく、親と子がしっかりと向きあって行う行為。



#### 虐待

##### 親の感情や期待を ぶつけている行為

子どもの行動を、子どもの意志ではなく、親の期待や感情等による暴言や暴力・食事を与えないなどといった罰などの力によってコントロールしようとする行為。子どもの人格は無視され、大人の価値観で支配する行為。



暴言・暴力はだんだんエスカレートし、習慣化し、子どももそまてしないということをかなくなったりして、どんどん子どもの成長に悪影響が出てきます。

## 《それぞれが勇気を出して声をあげよう！》

### ～子育て中のあなたへ～

「あなたの気持ちを話してみよう」

「虐待してる？」 子どもが「かわい  
と思ったら… 自分ですべて い」と思えない…  
やらなきゃ…

イライラする… 子どもの成長が遅い？  
子どもにひどいことを それって自分のせいだと  
言ってしまう… 思ってしまう…

あなたの気持ちをわかってくれる人たちがいます！

子育てをしていると子どもの成長に喜びを感じたり  
子どもの笑顔に励まされることもあるでしょう。  
でも、そんなときばかりじゃないですよね？

「イライラする。」「つらい。」と感じることもある  
でしょう。

そんな時は、一度あなた自身を抱きしめ「ありの  
ままのあなた」を受け入れ、SOSを出してみませ  
んか？不安や悩みを一人で抱え込まず誰かに話して  
みませんか？

「あなたの笑顔」が「子どもの笑顔」になること  
を忘れないでくださいね。

### 子育てワンポイントアドバイス！！

☆“やらなくっちゃ病”からぬけだして。

～イライラするまで責めたくなくなるまでがんばらない！～

☆自分で自分を癒す言葉を見つけよう。

・失敗しちゃった！

→『完璧な人なんていない。』『次はきっとできる！』

・イライラしている自分が嫌になったとき

→『イライラに気づけた私。えらい！』

『疲れているのね。お茶にしよう。』

☆1人で抱え込まず誰かに話そう！

### ～あなたの相談や参加をお待ちしています～

▷専門機関に相談する

家庭児童相談室 ☎ 42 - 9111 (内線 296)

健康推進課 ☎ 45 - 3443

▷親子が集う場所に行く

・つどいの広場 月～金曜日 午前9時～午後3時

桜井西ふれあいセンター分館(大字西之宮) ☎ 43 - 9112

・やまぼうし 月～金曜日 午前10時～午後3時

飛鳥学院保育所(大字谷) ☎ 45 - 4356

その他の場所もあります。

詳しくは、児童福祉課(☎ 42 - 9111 内線 296)まで。

### ～児童虐待防止推進月間中の活動～

▷啓発展示

11月1日(土)～13日(木) 市役所本庁1階ロビー

11月17日(月)～24日(月) 市立図書館

▷啓発活動

11月2日(日)

ウォーキングフェスティバル・健康まつり

(場所：芝グラウンド) 午前9時30分～10時30分

### ～地域のみなさまへ～

虐待の背景

- ・経済的な不安定さ
- ・子育てについて相談する相手がいない
- ・家族関係のこじれ
- ・子育てを手伝ってもらえる人がいない

このような環境の中、子育て中の保護者の心の状態  
はどうなるのでしょうか？

ストレス → イライラ

『虐待』に至ってしまうかもしれない

予防するために地域でできること！

子育ておつかれさま

☆家庭の幸せを応援！

子育てをしている保護者に、安心できるあたたかな  
言葉をかけましょう。

☆地域の親子に関心をもってあたたかい見守りを！

☆地域の子どもたちに信頼してもらえ関係作りを！  
まずは『あいさつ』からはじめてみよう。

そんな関わり  
の中で

おはよう、おかえり、元気？

子どもたちの『つらい』『痛い』『さびしい』  
を感じとってあげてください。

気になる子ども←虐待されているのでは？→気になる家庭

相談(通告)しましょう

多くの保護者は虐待をしていることを後悔し、やめ  
なければと思っています。

地域のみなさんの相談(通告)は悩み苦しんでいる  
保護者が専門機関と出会い、援助を受けるきっかけ  
になるのです。

虐待やその疑いの通告は国民の義務です！

～どうか ご安心ください～

- ・間違っても責められることは、ありません。
- ・相談(通告)をした人やその内容が知られる心配  
はありません。
- ・匿名でもかまいません。

24時間対応

全国共通ダイヤル ☎ 0570 - 064 - 000

平日(午前8時30分～午後5時15分)

児童福祉課 ☎ 42 - 9111 (内線 213)

夜間・土日・祝日

児童家庭支援センターあすか ☎ 44 - 5800

緊急時 110番 奈良県警察本部

県中央こども家庭相談センター ☎ 0742 - 26 - 3788

# 秋季火災予防運動

◎実施期間 11月9日（日）～11月15日（土）までの7日間

◎全国統一防火標語 「消すまでは 心の警報 ONのまま」

火災が発生しやすい気候となる時季を迎え、市民に火災予防意識を高めていただくため、全国一斉に秋季火災予防運動が実施されます。  
尊い命・貴重な財産を火災から守るため、次のことからに注意し、今一度火の怖さを思い浮かべていただくようお願いします。

## 住宅防火 いのちを守る

### 7つのポイント

3つの習慣・4つの対策

#### ☆3つの習慣

- ・寝たばこは絶対にやめる。
- ・ストーブは、燃えやすい物から離れた位置で使用する。
- ・ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

#### ☆4つの対策

- ・逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置する。
- ・寝具や衣類からの火災を防ぐために、**防災品**を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器**等を設置する。
- ・お年寄りや身体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる。



#### 防火査察

- ・防火対象物の査察  
11月4日（火）～21日（金）
- ・危険物施設の査察  
11月4日（火）～21日（金）

#### 住宅防火対策の推進

住宅火災による死者数の急増を踏まえた住宅用火災警報器等の設置の促進

#### 幼年消防クラブによる防火ポスター展

- ・市立図書館にて11月8日（土）～15日（土）まで展示します。
- ・防火ポスター展参加幼年消防クラブ  
桜井西幼稚園・桜井認定こども園三輪学園

◎奈良県広域消防組合桜井消防署では、この運動を推進するとともに次のことを実施します。

#### 放火火災予防

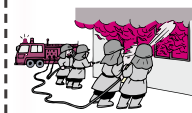
火災原因の第1位は、放火（放火の疑い含む）です。放火されない環境作りをしましょう。

#### 放火されないために

- ・家のまわりを明るくしましょう。
- ・ごみは収集日、時間等のルールを守りましょう。
- ・倉庫、空き家、車庫等には、確実に施錠をしましょう。
- ・家のまわりには紙くず、ごみ等の燃えやすいものを放置しないようにしましょう。



# 11月9日は「119番の日」です。



今日では、緊急電話の代名詞となっている「119番」。誕生したのは、昭和2年10月1日です。それまでは、「112番」が緊急電話番号として使われていましたが、ダイヤル方式に不慣れで誤接続が多いために地域番号（局番の第一数字）として使われていない「119番」が緊急電話番号に指定されました。



番の日」として制定されました。この機会に消防の仕事や119番についての正しい知識と理解を深め、防火防災意識の高揚を図っています。

火災や救急・けがなど、目の前で火災や事故が発生した場合は、誰でも気が動転し興奮した状態になります。1秒を争うときにも落ち着いて119番通報できるように、町会・自治会、事業所などで実施する防災訓練時に通報訓練を行い、正しい通報要領を身につけましょう。

○119番の通報のときは、**落ち着いて、ゆっくり、はっきりと電話してください。**

119番の通報時には、あわてて電話を切らないでください。通報を聴取している間に、他の職員が出動体制を整えています。

## 《おねがい》

災害発生時（火災・救助等）の問い合わせ、また、家族や親類の人が救急車で搬送された時の問い合わせに、119番を使うのは、ご遠慮ください。

・桜井消防署の代表電話番号（☎42・4119）で案内しています。

○携帯電話からの119番通報について

桜井市内での携帯電話からの119番通報が、平成18年3月1日から直接、桜井消防署へつながるようになっていきます。

携帯電話からの119番通報は、電波の状態等により語尾が不明瞭であったり、通報の途中で切れてしまったりします。ので、**携帯電話から通報する場合は、次のことに注意してください。**

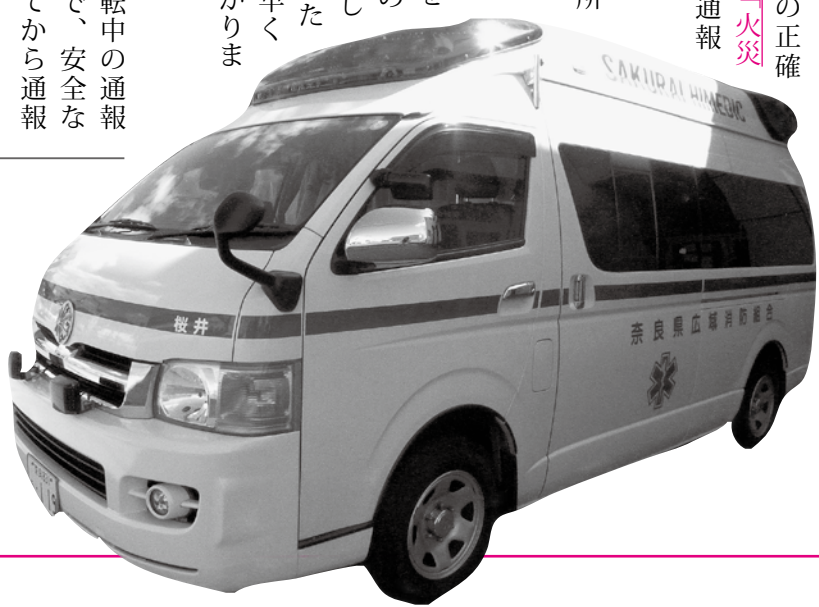
①災害発生場所の正確な市町村名と「火災か救急か」を通報してください。

②災害発生場所がわからない場合、付近の人に尋ねるか、民家等で電話を借り、その家の人に事情を話して通報していただく、いち早く災害現場がわかります。

③自動車等の運転中の通報は危険ですので、安全な場所に停車してから通報してください。

④消防署から不明な点などで再度問い合わせる場合があります。ので、救急車が到着するまでの間は、なるべく通話状態を避け、主電源等は、切らないでください。

⑤なお、市の境界付近で通報した場合は、電波の状況等により、近隣市町の消防署へつながる場合があります。その場合は、



「桜井市〇〇…」と地名を告げますと、桜井消防署へ転送されますので、電話を切らずにそのままお待ちください。

119番通報に関する問い合わせは、奈良県広域消防組合桜井消防署（☎42・4119）まで。

【消防署】

# 単年度黒字額は1億8,341万円

平成25年度の決算のあらましをお知らせします。

平成25年度予算編成時には、景気の動向や東日本大震災の復興関連経費等による地方財政対策への影響の可能性も考えられ、地方交付税や国・県からの各種交付金など歳入の減収が予想されました。しかし、市民のみなさんのご理解・ご協力のもと、行財政改革を推進し、経費の節減や収入の確保を図るとともに、国・県支出金や地方交付税が昨年度より増額となるなど、一般会計における単年度収支では、平成21年度から5年連続での黒字となりました。さらに、実質収支額も平成22年度から4年連続での黒字となりました。

決算の内訳につきましては、歳入面では、市税の調定額が1億円近く減少したものの、納税意識の向上や滞納処分の強化により、平成24年度と同程度の収入が確保されました。また、国からの地方交付税と実質的な交付税である臨時財政対策債の合計額が、昨年度と比較して5、118万円の増額となりました。

歳出面では、人件費が、職員の給与削減等により1億4,866万円の減少となり

## 平成25年度 決算報告 一般会計で5年連続の黒字決算

◎平成25年度の決算がまとまりました。

ました。公債費では市債の償還が進み、残高が減少していることにより、金額が減少しました。ただし、平成25年度に第三セクター等改革推進債の借入を行ったため、平成26年度以降の償還額は、一旦、増加する見通しです。

国内の経済状況については、「アベノミクス」効果もあり景気は回復基調にあるとされていますが、地方経済における実感は乏しく歳入の大幅な増加は見込めない状況です。今後、桜井市総合計画の実現にかかる重点施策の取り組み、公共施設の見直しなどの課題解決や、社会保障関連経費の増加などによる歳出の伸びが予測されます。

このため、市では、新たな行財政改革アクションプランに基づいて、政策実現と財政健全化に取り組んでまいります。今後とも、市民のみなさんのご理解・ご協力をお願いいたします。

◇決算書を閲覧できます◇

決算書は、市役所3階総務課情報公開コーナーまたは、市立図書館でご覧いただけます。

| 会計            | 区分         | 歳入          | 歳出          | 差引額<br>(歳入－歳出) | 実質収支額     | 単年度収支額    |
|---------------|------------|-------------|-------------|----------------|-----------|-----------|
| 一般会計          |            | 231億7,068万円 | 222億2,223万円 | 9億4,845万円      | 9億1,413万円 | 1億8,341万円 |
| 特別会計          | 下水道事業      | 15億900万円    | 15億889万円    | 11万円           | 0円        | 0円        |
|               | 住宅新築資金等貸付金 | 6,338万円     | 1億3,562万円   | △7,224万円       | △7,224万円  | 1,728万円   |
|               | 国民健康保険     | 74億5,702万円  | 71億4,846万円  | 3億856万円        | 3億856万円   | △2億3万円    |
|               | 駐車場事業      | 4,901万円     | 1億3,222万円   | △8,321万円       | △8,321万円  | △1,623万円  |
|               | 簡易水道事業     | 3,791万円     | 951万円       | 2,840万円        | 2,840万円   | 326万円     |
|               | 介護保険       | 44億6,701万円  | 44億3,005万円  | 3,696万円        | 3,696万円   | △3,616万円  |
|               | 後期高齢者医療    | 6億692万円     | 6億571万円     | 121万円          | 121万円     | 11万円      |
| 公営企業会計(上水道事業) |            | 11億6,668万円  | 10億7,409万円  | 9,259万円        | －         | 9,259万円   |

※表示単位未満は四捨五入していますので、値が合計等と異なる場合があります。

### 用語説明

単年度収支…その年度だけでみた収支

実質収支額…差引額から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額

臨時財政対策債…地方公共団体の財源不足に対応するため、国から発行が認められた市債（借金）、後年度、国からは全額が交付税として交付される

#### ◇収入

市債…建設事業等に伴い、市がその年に新しく借り入れるお金（借金）

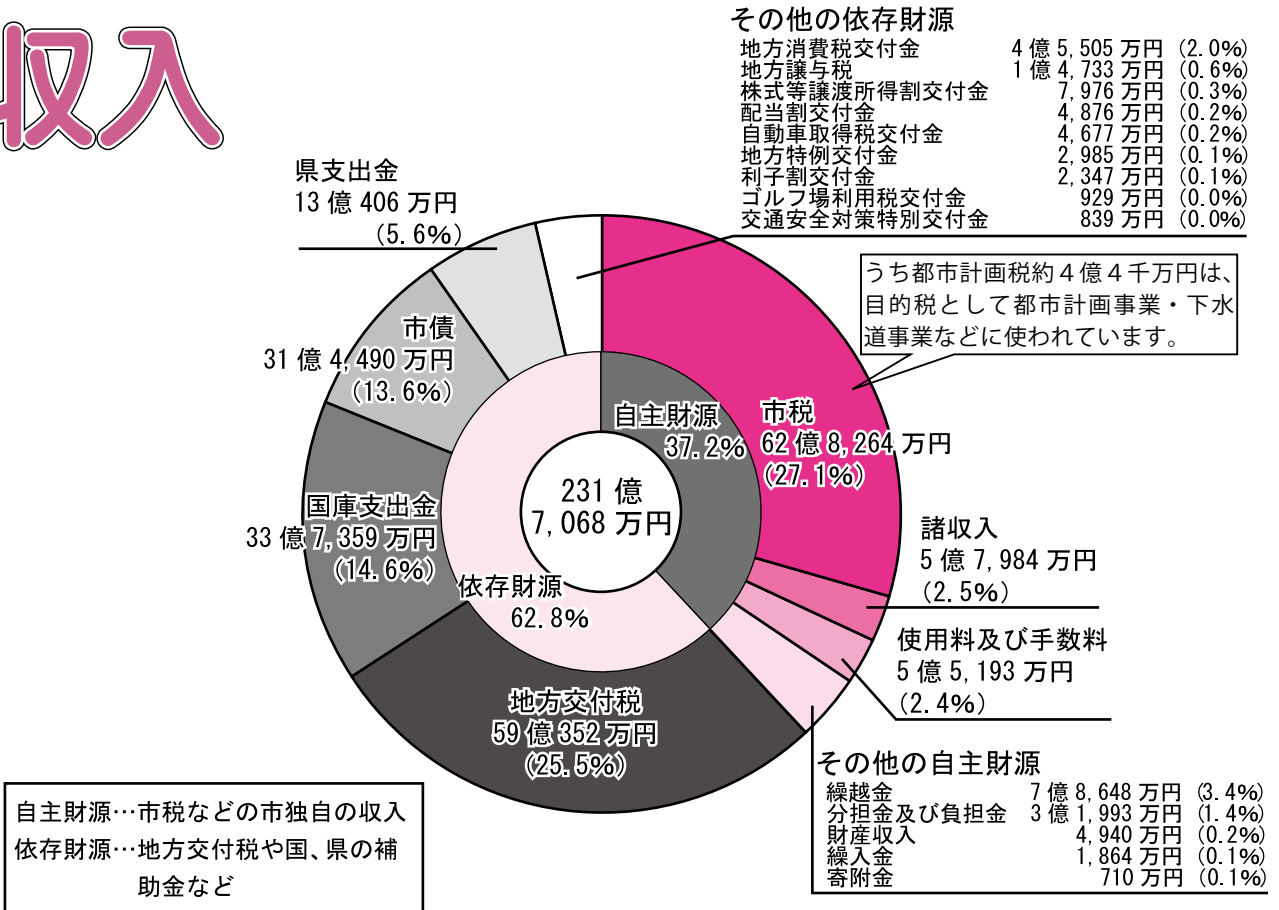
#### ◇支出

普通建設事業…道路、学校などを造ったり改修するために使うお金

公債費…市債（借金）の返済に使うお金

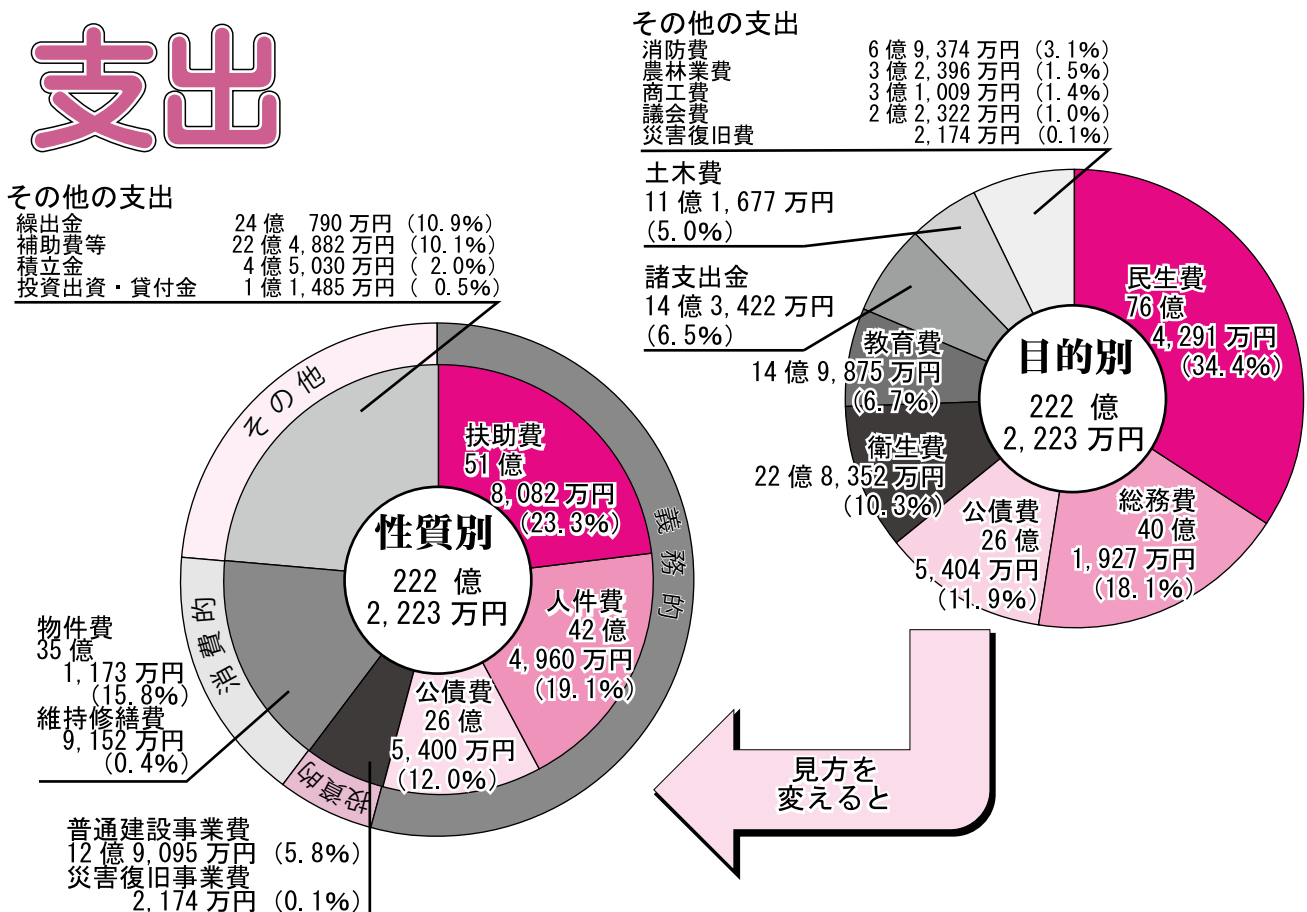
一般会計

# 収入



一般会計

# 支出



# 平成 25 年度

## 決算に基づく財政健全化判断比率並びに資金不足比率を公表します。

桜井市では「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、健全化判断比率と資金不足比率の算定を行い、監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会へ報告、そして公表しています。

健全化法では、「早期健全化基準」と「財政再生基準（従来の財政再建団体の基準）」の2段階の基準で財政悪化をチェックし、基準を超えた場合は、財政の健全化または再生を図るための計画を策定するなど、行財政上の措置を講ずることになります。

### 健全化判断比率（単位%）

|          | 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|----------|--------|----------|---------|--------|
| 平成 25 年度 | —      | —        | 9.7     | 95.1   |
| 平成 24 年度 | —      | —        | 10.5    | 109.0  |
| 早期健全化基準  | 13.01  | 18.01    | 25.0    | 350.0  |
| 財政再生基準   | 20.00  | 30.00    | 35.0    | —      |

実質赤字比率…普通会計の実質赤字額が標準財政規模に占める割合

連結実質赤字比率…全ての会計を連結した実質赤字額が標準財政規模に占める割合

実質公債費比率…公債費が標準財政規模に占める割合

将来負担比率…将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合

※標準財政規模：地方公共団体が自由に使える財源の標準的な規模

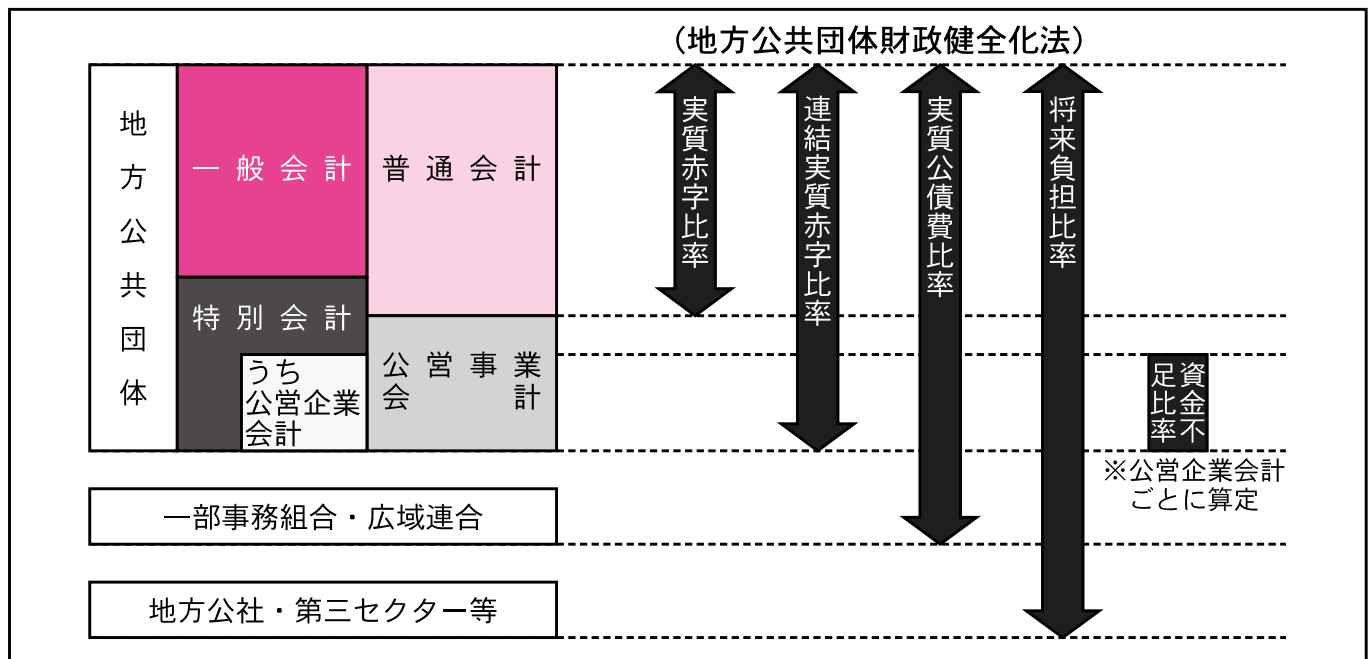
### 資金不足比率（単位%）

| 会計の名称         | 資金不足比率 | 経営健全化基準 |
|---------------|--------|---------|
| 桜井市水道事業会計     | —      | 20.0    |
| 桜井市下水道事業特別会計  | —      | 20.0    |
| 桜井市簡易水道事業特別会計 | —      | 20.0    |

資金不足比率…公営企業の資金不足額が事業規模に占める割合

平成 25 年度の健全化判断比率については、普通会計の実質収支が黒字であることから、実質赤字比率の該当はなく、また、連結実質赤字比率も該当はありませんでした。実質公債費比率は前年度に比べ 0.8 ポイント減少、将来負担比率は前年度に比べ 13.9 ポイント減少と前年度に比べ改善しました。また、資金不足比率については、各会計の決算において資金不足はありませんでした。

市では、財政健全化団体等に陥ることのないよう、健全な財政運営を図ってまいります。



# 政策実現に向けた行政経営をめざします！

## ～桜井市行財政改革アクションプランを策定～

本市は、新たな行財政改革の実施計画となる「桜井市行財政改革アクションプラン～政策実現に向けた行政経営をめざして～」を8月に策定しました。これは本年5月に策定した桜井市行財政改革大綱に基づき、今後5年間の具体的な取り組み内容を明らかにするものです。今回はその概要についてお知らせします。

### アクションプランがめざす行政経営とは

国や地方自治体が、財政面での経費節減と効率性とともに、行政サービスの質を向上させることを目的として行う改革を行財政改革と言います。本市においても、引き続き財政健全化の取り組みを継続するとともに、経営資源（人・物・金・情報）を有効に活用し、政策実現にむけ取り組んでいきます。アクションプランにおいては、経営資源をいかに効果的に組み合わせるか、またその仕組みづくりを行うことで政策実現のための行政経営をめざしています。

### アクションプランの取組項目

行財政改革大綱では、3つの基本方針に基づき9つの取組方針を定めており、アクションプランではそれぞれの取組方針に基づき、具体的な取組項目を定めています。ここでは、その取り組みの一部を紹介します。

#### ◆基本方針 市民と行政の協働で進める市政

##### 〈取組方針〉 情報提供の推進

〔取組項目〕・広報紙やホームページによる情報提供の充実・ツイッターや動画配信サイトの活用

##### 〈取組方針〉 市民参画の機会拡大

〔取組項目〕・市民協働の拠点整備・市民や各種団体と行政が相互に連携していける体制の構築

#### ◆基本方針 持続可能な行財政運営の確立

##### 〈取組方針〉 事務事業等の見直し・最適化

〔取組項目〕・業務の外部化の推進・外部評価制度の導入・人口維持に対する施策

##### 〈取組方針〉 ファシリティマネジメント\*の推進

※土地・建物・設備などの資産全般およびその環境を経営的な視点から総合的に企画・管理・活用する活動のこと

〔取組項目〕・公共施設等総合管理計画の策定・庁舎等施設の耐震化または更新

##### 〈取組方針〉 歳入の確保

〔取組項目〕・受益と負担の適正化・税収増に繋がる企業誘致の取り組み

##### 〈取組方針〉 財政健全化への取り組み

〔取組項目〕・行政評価と予算編成の連携システムの構築・中期財政計画の策定

#### ◆基本方針 改革に取り組む体制の確立

##### 〈取組方針〉 職員の適正な定員管理と配置

〔取組項目〕・適正な定員管理・多様な人材の確保・職員の能力や専門性を考慮した配置

##### 〈取組方針〉 人材の育成

〔取組項目〕・人事評価システム（制度）の活用・多様な研修の機会の充実や自主研修活動への支援

##### 〈取組方針〉 政策実現や行政課題に対応した組織づくり

〔取組項目〕・効率的で効果的な組織づくり・組織横断型プロジェクトチームの設置

## 第2次行財政改革アクションプランの取り組みについて

第2次行財政改革プログラムに基づき平成21年度から取り組みを開始し、平成25年度までの5年間で、効果額が累計32億28万6千円となりました。この取り組みにより、将来のまちづくりに向けた一定の財政基盤を構築することができました。今後も引き続き取り組みを継続し、将来のまちづくりのために財政基盤の充実を図ります。

|         | 平成25年度      | 合計（平成21～25年度） |
|---------|-------------|---------------|
| 効果（見込）額 | 6億8,290万8千円 | 30億5,634万円    |
| 実績額     | 6億3,372万1千円 | 32億28万6千円     |



行財政改革大綱およびアクションプラン、第2次行財政改革の取り組みについては市のホームページ（<http://www.city.sakurai.lg.jp>）に掲載しています。また、市役所3階総務課情報公開コーナーでも閲覧できます。

▷問い合わせ先 行政経営課（☎42-9111 内線256・257）

【行政経営課】

## 健康だより

※お問い合わせは健康推進課

(保健会館 ☎45-3443)へ

番号のおかけ間違いのないようにご注意ください。



## 12月の保健事業

乳幼児対象事業(妊婦・乳幼児と保護者対象)

| 乳幼児健康診査 (対象者には個人通知します) |                                  |                             |                  |                                           |                                      |
|------------------------|----------------------------------|-----------------------------|------------------|-------------------------------------------|--------------------------------------|
| 事業名                    | 対象者                              | 日時 (受付時間)                   | 場所               | 内容                                        | 持ち物                                  |
| 4 か月児<br>健康診査          | 平成 26 年 8 月 1 日～<br>8 月 15 日生まれ  | 12 月 15 日(月)<br>13:00～14:00 | 保<br>健<br>会<br>館 | 身体計測・問診・診察(内科)・離乳食の話・育児相談                 | 母子健康手帳・乳幼児健康管理票・問診票・バスタオル            |
|                        | 平成 26 年 8 月 16 日～<br>8 月 31 日生まれ | 12 月 25 日(木)<br>13:00～14:00 |                  |                                           |                                      |
| 10 か月児<br>健康診査         | 平成 26 年 2 月 1 日～<br>2 月 15 日生まれ  | 12 月 16 日(火)<br>13:00～14:00 |                  | 身体計測・問診・診察(内科)・育児相談・歯科相談・栄養相談             | 母子健康手帳・問診票・バスタオル                     |
|                        | 平成 26 年 2 月 16 日～<br>2 月 28 日生まれ | 12 月 24 日(水)<br>13:00～14:00 |                  |                                           |                                      |
| 1 歳 6 か月児<br>健康診査      | 平成 25 年 5 月 1 日～<br>5 月 15 日生まれ  | 12 月 4 日(木)<br>13:00～14:00  |                  | 身体計測・問診・診察(内科・歯科)・育児相談・歯科相談・栄養相談・発達相談     | 母子健康手帳・健康診査票・歯科診査票                   |
|                        | 平成 25 年 5 月 16 日～<br>5 月 31 日生まれ | 12 月 5 日(金)<br>13:00～14:00  |                  |                                           |                                      |
| 2 歳 6 か月児<br>歯科健康診査    | 平成 24 年 5 月生まれ                   | 12 月 4 日(木)<br>9:00～10:00   |                  | 問診・診察(歯科)・歯科相談・育児相談<br>※保護者の歯科健診も実施しています。 | 母子健康手帳・歯科診査票(子ども用・保護者用)・質問票・ハブラシ・タオル |
| 3 歳 6 か月児<br>健康診査      | 平成 23 年 5 月 1 日～<br>5 月 15 日生まれ  | 12 月 18 日(木)<br>13:00～14:00 |                  | 尿検査・身体計測・問診・診察(内科・歯科)・育児相談・歯科相談・栄養相談・発達相談 | 母子健康手帳・健康診査票・アンケート票・当日朝一番の尿          |
|                        | 平成 23 年 5 月 16 日～<br>5 月 31 日生まれ | 12 月 19 日(金)<br>13:00～14:00 |                  |                                           |                                      |

## 相談・教室

| 事業名                     | 対象者                                  | 日時                            | 場所               | 内容                                        | 持ち物          | 申込       |
|-------------------------|--------------------------------------|-------------------------------|------------------|-------------------------------------------|--------------|----------|
| すくすく相談<br>(乳幼児<br>健康相談) | 主に生後 9 か月未<br>満の乳児                   | 12 月 16 日(火)<br>9:30～10:00 ▲  | 保<br>健<br>会<br>館 | 身体計測・育児相談・栄養相談                            | 母子健康手帳・バスタオル | 不要       |
|                         | 主に生後 9 か月～<br>1 歳 7 か月未満の乳<br>幼児     | 12 月 22 日(月)<br>9:30～10:00 ▲  |                  |                                           |              |          |
| もぐもぐ教室<br>(離乳食教室) ◆     | 生後 5 か月～8 か<br>月未満の乳児の保<br>護者        | 12 月 11 日(木)<br>13:30～15:00 ◎ | 公 民 館 中 央        | 離乳食の話・実演・試食<br>※対象児に限り託児あり<br>(託児定員 12 名) | 母子健康手帳・筆記用具  | 要        |
| パパママ教室 ◆                | 第 1 子目の妊娠 6<br>か月～9 か月未満<br>の妊婦とその家族 | 12 月 13 日(土)<br>9:30～12:00 ◎  | 保<br>健<br>会<br>館 | 赤ちゃん人形で沐浴やオムツ交換・抱っこ体験等<br>妊婦体験(希望者)       | 母子健康手帳・筆記用具  | (15 組) 要 |

▲…受付時間 ◎…実施時間 ◆…〈要申込〉の事業は電話で健康推進課(☎45-3443)まで。

対象者の生年月日【4月20日現在市民で、下記の年齢に該当する人に送付(男性は大腸がん検診のみ)】

【子宮頸がん検診】

20歳 平成5年4月2日～平成6年4月1日

【乳がん検診】

40歳 昭和48年4月2日～昭和49年4月1日

※上記以外に、平成21～24年度に「無料クーポン券」の対象者であり、無料クーポン券を使用してがん検診を受けていない人も対象になります。該当者には上記対象者と同じく5月末に無料クーポン券を送付しています。

【大腸がん検診】

40歳 昭和48年4月2日～昭和49年4月1日

45歳 昭和43年4月2日～昭和44年4月1日

50歳 昭和38年4月2日～昭和39年4月1日

55歳 昭和33年4月2日～昭和34年4月1日

60歳 昭和28年4月2日～昭和29年4月1日

子宮頸がん・乳がん・大腸がん検診無料クーポン券は使用されましたか？

国の制度により、4月20日現在市民で、次の年齢に該当する人に子宮頸がん・乳がん・大腸がんの検診料金が無料になる「無料クーポン券」と「検診手帳」を5月末に送付しています。対象のがん検診をまだ受診されていない人は、早期発見・早期治療のため、この機会にぜひ受診しましょう。

4月21日以降の転入者等でお手元に桜井市の無料クーポン券が届いていない

人は健康推進課まで連絡してください。受診期限は、平成27年2月28日までです。なお、乳がん検診を受診希望される人は、平成27年1月30日までに健康推進課まで電話で申込みが必要です。

※特に乳がん検診は混雑が予想されますので、早めの受診をお願いします。

左記対象者以外の人も、子宮頸がん・乳がん検診は2年に1回、大腸がん検診は1年に1回の公費負担制度(一部自己負担あり)を利用して受診できます。詳しくは健康推進課(☎45-3443)まで問い合わせてください。

「健診結果が気になる」「生活習慣を見直したいが、具体的に何をしたらいいの？」等、生活習慣病に関する相談を受付けています。また、生活改善をしないといけないのは分かっているけど実行ができない人に対しても、実行に向けてのお手伝いをします。必ず電話で申込んでください。

▽日時 12月10日(水) 午前9時30分～11時

▽場所 市役所3階第1会議室

▽内容 保健師・管理栄養士の健康相談、\*血圧測定、\*身長・体重測定、\*体脂肪測定、\*尿検査

☆は必要な人のみ実施

▽持ち物 健康手帳、検査結果等、健康状態がわかるもので必要と思われるものをご持参ください。

▽料金 無料

▽申込・問い合わせ先 健康推進課(☎45-3443)

要予約

健康相談



はつらつクッキング教室

～食生活改善推進員と一緒に食事について楽しく学びましょう！～

▷対象者 20歳以上の人

▷日時 12月12日(金) 午前10時～午後1時

▷場所 中央公民館調理実習室

▷定員 30人

▷料金 300円

▷申込方法 12月9日(火)までに電話で健康推進課(☎45-3443)へ申込んでください。



検(健)診をうけましょう

| 事業名       | 対象者                           | 日時(受付時間)                                                               | 場所   | 内容                                                                     | 料金     | 申込       |
|-----------|-------------------------------|------------------------------------------------------------------------|------|------------------------------------------------------------------------|--------|----------|
| わかざくら健康診査 | 16歳以上40歳未満の市民(健康診査を受ける機会の無い人) | <b>〈健診〉</b> 11月25日(火) 13:00～14:00<br><b>〈説明会〉</b> 12月9日(火) 13:00～14:00 | 保健会館 | <b>〈健診〉</b> 問診・身体計測・診察・血圧測定・検尿・心電図・血液検査<br><b>〈説明会〉</b> 尿検査・血圧測定・結果説明等 | 1,000円 | 要(定員30名) |

申込みは電話で健康推進課(☎45-3443)まで(定員になり次第締め切りになります)

○「さくら号」で胃がん検診の市内巡回検診を行います(平成27年1月20日まで)。申込み方法等、詳しくは10月号の折り込みチラシをご覧ください。定員になり次第締め切りになります。

※妊娠中または妊娠の可能性のある人、授乳中の人には検診を受けることができません。胃腸疾患の治療中の人のかかりつけの医療機関で受診してください。

▷問い合わせ先 医療センター(☎45-2505)、または健康推進課(☎45-3443)

高齢者（満65歳以上）の  
インフルエンザ予防接種

10月1日から高齢者インフルエンザ予防接種を開始しています。接種を希望する人でまだの人は早めに受けましょう。

▽対象者 接種時点で満65歳に達し、自ら接種を希望する人。

満60歳以上65歳未満で、心臓、じん臓または呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活行動が極度に制限される程度の障害を有する人およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人で、なおかつ、障害者手帳を持っている人で医師が必要と認め、自ら接種を希望する人。

▽接種期間 12月31日まで

※期間を過ぎた場合や同じ年度内で2回目以降の接種は全額自己負担になります。

▽料金 1,500円（生活保護を受けている人、市民税非課税世帯の人は無料になります。市民税非課税世帯の人は、受ける

前に健康推進課（保健会館）で手続きをしてください。）

▽実施場所 市内の予防接種実施医療機関（2014年度健康カレンダー掲載医療機関）に予約が必要です。

※市外医療機関で接種を希望される場合は接種前に健康推進課（保健会館）で手続きが必要です。手続きには印鑑と接種料金を持参してください。

平成26年1月1日以降に65歳になる人は個人通知しています。（昭和24年12月生まれの人は11月下旬に個人通知します。）

66歳以上の人は、市内実施医療機関に予防票を備えてありますので、医療機関の窓口で申し出てください。

▽問い合わせ先 健康推進課（保健会館）（☎453443）



## 健康さくらい21計画（第二次）

## 基本的な方向

生活習慣病の予防

生活習慣病の改善（ライフステージ別）

社会生活に必要な機能の維持・向上

## とりくみの項目

がん

循環器  
疾患

糖尿病

栄養  
食生活身体活動  
運動

飲酒

喫煙

歯の健康

こころの  
健康

休養

## ◇がん

## ①はじめに

人体には、遺伝子の変異を防ぎ、修復する機能がもともと備わっていますが、ある遺伝子の部分に突然変異が起こり、無限に細胞分裂を繰り返し、増殖していく、それが“がん”です。

## ②基本的な考え方

## i 発症予防

がんのリスクを高める要因としては、がんに関連するウイルス（B型肝炎ウイルス〈HBV〉、C型肝炎ウイルス〈HCV〉、ヒトパピローマ〈HPV〉、成人T細胞白血病ウイルス〈HTLV-Ⅰ〉）や細菌（ヘリコバクター・ピロリ菌〈HP〉）への感染、および喫煙（受動喫煙を含む）、過剰飲酒、低身体活動、肥満・やせ、野菜・果物不足、塩分・塩蔵食品の過剰摂取など生活習慣に関連するものがあります。がんのリスクを高める生活習慣は、循環器疾患や糖尿病の危険因子と同様であるため、循環器疾患や糖尿病への取り組みとしての生活習慣の改善が、結果的にはがんの発症予防に繋がって来ると考えられます。

## ii 重症化予防

生涯を通じて考えた場合、2人に1人は一生のうちに何らかのがんに罹患<sup>りかん</sup>すると言われています。進行がんの罹患率<sup>りかん</sup>を減少させ、がんによる死亡を防ぐために最も重要なのは、がんの早期発見です。

早期発見に至る方法としては、自覚症状がなくても定期的に有効ながん検診を受けることが必要になります。

## 桜井市

### 生涯学習指導者バンク

### 新規登録希望者を

### 募集します！



平成27年度から活動してもらう、新規の登録希望者を募集します。（登録期間は1年間です）

「自分が持っている豊かな知識や経験、優れた技術や能力を誰かに伝え、活かしたい」と思っている人は、ぜひ生涯学習指導者バンクへ応募してください。

#### 募集対象

##### 「生涯学習リーダーバンク」

- ・市内在住、在勤で満20歳以上の

- ・各種師範免許、資格等を持っているか、それに相当する専門的な技術、能力、知識があり、市内の団体やグループ、学級等に指導できる人

##### 「シニアリーダーバンク」

- ・市内在住、在勤で満60歳以上の

- ・伝承あそびや郷土料理など、長年の経験や知識を市内の団体やグループ、学級等に指導できる人。ただし、資格等を

#### 応募方法

持っている人は、「生涯学習リーダーバンク」の募集対象となります。

登録を希望する人は、社会教育課に所定の登録申請書がありますので、直接お越しください。  
※登録には、写真（縦3cm×横2.4cm、6か月以内に撮影した物）2枚と、印鑑が必要です。

#### 募集期間

11月4日（火）～25日（火）  
（土・日・祝日は除く、午前8時30分～午後5時15分）まで。

グループやサークルで、学習活動の指導者をお探しのときには

### 桜井市生涯学習指導者バンクを、ぜひご活用ください！

#### 利用の条件

- 市内の学校や5名以上の団体、グループ、学級等を対象にしています。
- 学習者の営利活動や、宗教的または政治的活動を目的としない内容の学習会に限ります。

#### 利用の方法

- 学習内容や分野の相談について、左記問い合わせ先まで連絡してください。希望に応じて指導者との調整を図り、紹介します。

#### 指導者に対する謝金について

- 指導者は、原則として無償で指導を行います。  
ただし、謝金を支払う場合には、1回（2～3時間程度）あたり5,000円（交通費・材料費等の必要経費を含む）以内で、依頼した指導者に直接支払ってください。



#### 問い合わせ先

詳しくは、社会教育課生涯学習振興係（☎42・9111内線608）まで問い合わせてください。



【社会教育課】

### 清掃公社からのお知らせ

◆11月のし尿収集について  
11月1日（土）は休日ですが、平常どおり、し尿の収集に回りますのでお知らせします。

#### ◆浄化槽清掃について

「浄化槽法」では、1年に1回清掃することが義務づけられています。浄化槽を清掃しないと、河川の汚染や浄化槽の故障（詰まり）の原因になりますので、1年に1回清掃を実施してください。申込は清掃公社まで連絡してください。

#### ◆手数料口座振替のお願い

し尿くみ取り家庭の「一般廃棄物処理手数料（ふん尿）」の支払いは、便利な口座振替をご利用ください。

詳しくは市内の金融機関又は清掃公社まで問い合わせてください。



【清掃公社 ☎45・2005】

ホケノ山古墳は、全長約 80m の前方後円墳で、纏向遺跡のなかの纏向型前方後円墳と呼ばれる種類の古墳の中では、葺石と呼ばれる古墳の表面が石で覆われた唯一の古墳なんだって。古墳時代初期の 3 世紀中ごろに築かれたと見られていて、日本で最も古い部類の前方後円墳の 1 つなんだよ。



ホケノ山古墳は、広報 9 月号で紹介した「箸墓古墳」から東へわずか 300 m のところにあるよ。

埋葬された人は確定されていないけど、「石囲い木槨」という日本で初めて確認された特殊な構造を持った埋葬施設が見つかって、とても貴重な発見だったよ。



(提供：橿原考古学研究所)

埋葬施設の復元



ホケノ山古墳の前方部分に木棺と壺棺が出土して復元されているよ。



今回は、市民目線で「桜井のとおき」を選んだ「大和さくらい 100 選」の中から、桜井市箸中にある「ホケノ山古墳」に行ってきたよ～。



古墳の頂上も登ってきたよ。ここから広がる纏向遺跡の眺めは素晴らしいの一言。「大和さくらい 100 選」では、とおきの「ビューポイント」に選ばれているよ。



「ひみこちゃんのページ」

<http://www.city.sakurai.lg.jp/himiko/index.html>

観光まちづくり課 (☎ 42 - 9111 内線 348) [twitter @himiko\\_chan](https://twitter.com/himiko_chan)

【観光まちづくり課】

## 行政評価の取組み ～平成 25 年度事業の結果～

桜井市では、第 5 次桜井市総合計画を策定し、このまちを「観光・産業創造都市」としていくため、平成 25 年度についても様々な施策に対し取り組みを行ってきました。

この計画の進捗状況をはかるため、「行政評価」という仕組みを使って、毎年取り組み状況を調べ、進捗具合を管理し、市民のみなさんに公表しています。

### 〈行政評価とは〉

「行政評価」は、「市が行わなければならないか? (義務的か任意のものか。)」といった視点をはじめとして、「なぜ、どのように? (事業概要や目的の整理)」「どの程度? (評価指標の設定や実績把握)」「本当にすべき? (必要性、公平性)」「似たような

ことをしていない? (類似・重複の有無)」等、様々な角度からの分析や評価を行っています。

そして、評価結果は、「まちづくりの将来ビジョンへの反映」「予算編成・執行管理システムと中長期財政計画への反映」「組織・定員管理への反映」などに活用しています。

### 〈平成 25 年度行政評価について〉

評価の結果については、市ホームページ (<http://www.city.sakurai.lg.jp>) に掲載しているほか、行政経営課でもご覧いただけます。

今後は、第 5 次総合計画の実現に向け、事業の点検を行い、内容や方法を改善して、事業に取り組んでいきます。

【行政経営課】



# 平成26年度 市職員募集

平成27年度採用予定者の採用試験を次のとおり行います。

{一般採用試験}

| 職種及び<br>試験区分 |    | 採用予定<br>人数 | 受 験 資 格                                                                     | 試 験 内 容                         |     |
|--------------|----|------------|-----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|-----|
|              |    |            |                                                                             | 第1次                             | 第2次 |
| 機 械<br>技術職   | 上級 | 1名程度       | 昭和59年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学の機械専門課程を卒業した人（平成27年3月卒業見込みの人を含む）               | 一 般 教 養<br>専 門<br>事務適性検査<br>面 接 | 面 接 |
|              | 中級 |            | 昭和61年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による短期大学（高等専門学校等を含む）の機械専門課程を卒業した人（平成27年3月卒業見込みの人を含む） |                                 |     |

{職務経験者採用試験}

| 職種及び<br>試験区分 |    | 採用予定<br>人数 | 受 験 資 格                                                                                                                       | 試 験 内 容 |               |     |
|--------------|----|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------------|-----|
|              |    |            |                                                                                                                               | 第1次     | 第2次           | 第3次 |
| 建 築<br>技術職   | 上級 | 1名程度       | 昭和49年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学の建築専門課程を卒業した人かつ、民間企業等 <sup>※1</sup> で同職種による職務経験 <sup>※2</sup> が5年以上ある人（平成27年3月中に5年以上になる見込みの人を含む） | 書 類 選 考 | 面 接<br>職場適性検査 | 面 接 |

※1「民間企業等」には、会社員、団体職員、公務員、自営業者等としての職歴が該当します。

※2「職務経験」については、原則として雇用形態が正社員（正職員）としますが、1週間あたり38時間45分以上の勤務をしている場合は正社員（正職員）と同程度の職務経験とみなします。ただし、パートタイマー、アルバイト、地方公共団体等の非常勤職員は除きます。

◎地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当する人は受験できません。

◎応募に必要な書類・試験日程などの受験内容は、市役所人事課で配布している試験案内やホームページに詳細を掲載していますのでご覧ください。

## ◆試験日および場所

| 試 験 日       |  | 対 象 職 種                                         |
|-------------|--|-------------------------------------------------|
| ① 11月30日(日) |  | {一般} 機械技術職上級・中級《第1次》※一般採用試験の申込者全員が受験対象となります     |
|             |  | {職務経験者} 建築技術職上級《第2次》※書類選考による第1次試験の合格者が受験対象となります |
| ② 12月22日(月) |  | {一般} 機械技術職上級・中級《第2次》※第1次試験の合格者が受験対象となります        |
|             |  | {職務経験者} 建築技術職上級《第3次》※第2次試験の合格者が受験対象となります        |

※場所はいずれも桜井市役所（桜井市粟殿432-1）

## ◆試験案内および申込書等の入手方法 {一般採用試験・職務経験者採用試験共通}

試験案内および申込書等は、以下の【①直接入手】、【②ホームページから入手】、【③郵送請求】のいずれかの方法により入手可能です。

|             | 入 手 方 法                                                                                                                                                                                                |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①直接入手       | 【配布時間】 午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土・日・祝日を除く）<br>【配布場所】 桜井市役所人事課（本庁舎3階）                                                                                                                                     |
| ②ホームページから入手 | 桜井市のホームページ（ <a href="http://www.city.sakurai.lg.jp">http://www.city.sakurai.lg.jp</a> ）のトップ画面から「募集情報」→「桜井市職員採用試験情報」→「平成26年度職員採用情報」の順にアクセスし、試験案内、申込書等をダウンロードしてA4サイズの用紙に印刷してください。                        |
| ③郵送請求       | 封筒の表に、「（一般）または、（職務経験者）採用試験申込書請求」《必ず一般採用・職務経験者採用の別を記入すること》と朱書きし、返信用封筒《角形2号（A4サイズの用紙が折らずに入る大きさ）に郵便番号、住所、氏名を明記し、140円切手を貼付しておくこと》を同封のうえ、桜井市役所人事課（〒633-8585 桜井市粟殿432-1）まで請求してください。<br>※受付期間に留意して早めにご請求ください。 |

## ◆申込み方法および期間 {一般採用試験・職務経験者採用試験共通}

郵送のみによる受付となります。（※持参による申込受付は行いません。）

| 試 験 の 種 類 | 受 付 期 間                               |
|-----------|---------------------------------------|
| 一般採用試験    | 平成26年10月31日（金）～11月14日（金）（11月14日（金）必着） |
| 職務経験者採用試験 | 平成26年10月31日（金）～11月19日（水）（11月19日（水）必着） |

詳しくは、市役所人事課（☎42-9111 内線315・316）まで問い合わせてください。

【人事課】

# お知らせ

制度・行政情報・相談・募集・  
催し・講座・教室・スポーツなど

## 制度・行政情報



### 給付金の申請は

12月1日までです！

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請の締切は12月1日(月)(郵送での申請は同日の消印有効)までとなっていますので、忘れずに手続きをしてください。  
なお、締切日以降の申請は受付することができませんので、早めに手続きをお願いします。

両給付金の対象になると思われる人には、すでに申請書を送付しています。(子育て世帯臨時特例給付金対象の公務員の人は職場から交付。)  
自身が給付対象になると思われるのに申請書が届かない場合や、申請書の書き方が分からない等、お問い合わせ先は、次のとおりです。

### ▽問い合わせ先

・臨時福祉給付金 社会福祉課 社会福祉係 (☎42)

9111内線265)

・子育て世帯臨時特例給付金 児童福祉課 こども福祉係 (☎42・9111内線281)

【社会福祉課・児童福祉課】

### 訪問販売お断りステッカー配布について

訪問販売お断りステッカーは、桜井市の消費者被害予防のためのステッカーです。

悪質な訪問販売や、『押し買い』とよばれる貴金属や着物の訪問購入に関するトラブルが全国的に発生しています。

桜井市では、悪質な訪問販売などの被害を未然に防ぐため、訪問販売お断りステッカーを作製しました。

このステッカーを、玄関やインターホンの近くなど外からよく見えるところに貼り、「お断り」の意思表示をし、必要があればはっきりと「いきません！帰ってください」と伝えましょう。

また、地域ぐるみで取り組むことにより、悪質業者を撃退する有効な手段となります。近所で声をかけあい、み

んなで「お断り」の意思表示をしましょう。

桜井市では毎週火・木・金曜日の午前10時から午後4時まで消費生活相談窓口を開設しています。訪問販売や訪問購入に関するトラブルだけでなく、契約や取引に関するトラブル、多重債務問題、商品事故などでお困りの際には、ぜひ活用してください。

【市民協働課】

### 水道メーターの取替のお願い

上下水道部では、11月1日(土)から20日(木)にかけて、次の地域で水道メーターの取替えを行います。ご協力をお願いします。

### ▽取替え予定区域

戒重の一部・高田の一部・上之宮の一部・上之庄の一部・河西の一部・橋本の一部・谷の一部・生田の一部・桜井の一部・浅古の一部・池之内の一部・山田・高家・下・今井谷・倉橋・横柿

### ▽問い合わせ先

水道総務課 お客様係 (☎42・9211) (代表)

【水道総務課】

## けいさつコーナー

### ○防犯ブザーの携帯・活用を！

11月に入り、日が暮れるのも早くなってきました。夜間外出する際や帰宅時など、犯罪の予防に「防犯ブザー」を携帯しましょう。非常時には、大音量で不審者を撃退する防犯ブザーが有効です。いつも使うかばんにつけるなどして、いつでもどこでも携帯しましょう。時折実際にならしめてみて電池の減りや故障がないか確認しておきましょう。  
**被害に遭わないために**

- ・防犯ブザーを携帯し、すぐに使えるようにしておく。
  - ・遠回りでも、人通りのある道、街灯などで明るい道を選ぶ。
  - ・夜遅くなれば、家族などに迎えをお願いする。
  - ・時々後ろを振り返り、警戒していることをアピール。
  - ・いつでも110番できるよう携帯電話を手にとって歩く。
  - ・歩きながらの電話やメール、音楽プレーヤーの使用は、周囲の音が聞こえず不審者に狙われやすいのでしない。
  - ・危険を感じたら、ためらわず大声で助けを呼ぶ。
- ひったくりの発生状況と防犯対策！**

ひったくりの被害者の7割が自転車に乗車中の被害です。そのすべてが前かごに入れていたかばんなどを盗まれており、ひったくり防止用の防犯カバーなどの防犯対策は取られています。

- ・歩く際は、かばんを車道と反対側に持ちましょう。
- ・後ろから近づく自転車や単車に注意を。
- ・自転車や単車の前かごには、防犯ネットカバーを装着しましょう。

万が一、事故や被害にあったときは、迷うことなく110番または桜井警察署まで通報・相談をお願いします。

【桜井警察署 ☎46・0110】

**不法投棄をしない！させない！許さない！**

不法投棄は、地域の自然環境を破壊し、生活環境を脅かす重大な犯罪です。

市内で不法投棄されたごみの内容を見てみると、廃家電と家庭ごみが多いことが分かります。不法投棄は厳しく罰せられる行為ですので、絶対にしないでください。

不法投棄をなくすためには、みなさん一人ひとりの協力により、不法投棄されない環境をつくっていくことが大切です。

土地の所有者・管理者は、不法投棄をされないために、空き地等には、柵を設けたり看板を立てたりして適正な管理をお願いします。

**家電製品の違法な回収業者にご注意を！**

家庭で不用になったテレビやエアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機を処分する場合、①買い換えるときにその電気店に引取ってもらう②その品物を買った店に引取ってもらう③個人で指定引

取り場所に直接持つていく方法があります。（各々リサイクル料金等が必要。）これらの処分を行うことのできる業者は法律で規定されていますが、近年、軽トラックや空き地を利用して無許可で回収する業者があります。これらの行為は法律違反となりますので、違法な業者に処分を依頼することのないよう注意してください。

**ポリ塩化ビフェニル廃棄物（PCB）の適正処理について**

PCBを含む電気機器「トランス（変圧器）、コンデンサ（蓄電器）、業務用・施設用蛍光灯安定器など」を使用または保管している場合は、PCB特別措置法に基づき、県廃棄物対策課へ届出が必要です。事務所などの電気室、キュービクル（高圧受電設備）や倉庫などを確認してください。

PCBを含有している電気機器が見つかった場合、すぐに県廃棄物対策課へ届出をしてください。PCBを含む機器を不法投棄や不適正な方法で処分した場合は、廃棄物処理法で厳しく罰せられること

があります。

詳しくは、県廃棄物対策課または市環境部まで問い合わせてください。

▽問い合わせ先 県廃棄物対策課産業廃棄物第二係（☎0742・27・8747）、市環境部（☎45・2001）

【環境部】

**11月は「労働保険適用促進強化期間」です。**

1人でも労働者（パート、アルバイトを含む）を雇った場合、事業主は労働保険（労働保険・雇用保険）に加入する必要があります。まだ加入手続きを行っていない事業主は、従業員が安心して働けるよう、手続きを行ってください

い。

▽問い合わせ先 労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）、奈良労働局労働保険徴収室（☎0742・32・0203）

**奈良県最低賃金改定**

▽時間額 724円（平成26年10月3日発効）  
最低賃金は、すべての労働者に適用されます。ただし、特定の産業には特定最低賃金が定められています。  
▽問い合わせ先 奈良労働局賃金室（☎0742・32・0206）

## 社会保険料（国民年金保険料） 控除証明書が送付されます

～年末調整や確定申告で添付等が義務付けられています～

国民年金保険料は、税の申告をするとき、納めた保険料の全額が社会保険料控除の対象となります。平成26年中に納めた保険料について社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行う際に、保険料を支払ったことを証明する書類（領収証書等）の添付等が義務付けられています。

このため、国民年金保険料を納付された人には、日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送付されますので、年末調整や確定申告のときまで大切に保管してください。

| 送付時期                                                    |            |
|---------------------------------------------------------|------------|
| 平成26年1月1日から9月30日の間に保険料を納付した人                            | 平成26年11月上旬 |
| 平成26年11月上旬の送付対象とならなかった人で、10月1日から12月31日までの間に初めて保険料を納付した人 | 平成27年2月上旬  |

▽問い合わせ先  
桜井年金事務所（☎42・0033）

【保険医療課】

**お仕事を探されているみなさんへ！！**

正社員、パートなどライフスタイルに合わせた求人や簡単な操作で探して、紹介を受けることができます。資格や経験を活かせる求人が数多く申込みれています。また、資格や経験のない人、ブランクのある人などに、あらゆる相談や各種支援を実施しています。まずは一度来所してください。

▽問い合わせ先 ハローワーク桜井・職業相談部門（☎45・0112）

【商工振興課】

## 有害野生獣被害に対する防護柵補助制度の案内

イノシシ・シカ等による農作物被害抑制のため、農業者による防護柵設置費を支援する補助事業を次の内容にて実施します。防護柵の設置を考えている人は、資材を購入する前に申請してください。申請時期は11月4日（火）から28日（金）まで（土日祝日を除く）となっています。詳しくは問い合わせてください。

## ▽補助対象事業

・電気柵、トタン、メッシュフェンス等の防護柵の設置に係る材料費。  
・原則として3戸以上の受益者

者がまとまって設置する場合に限る。ただし、地形上等の理由により3戸以上の受益者のまとまりが困難な場合は2戸以下での設置でも対象とする。

## ▽補助率 材料費×6/10

ただし、構成員数で案分して1戸当たり補助金交付額25,000円を上限とする。

※要望額の合計が予算を超えた場合は、調整することになり補助金額が要望額より少なくなることがありますのでご了承ください。

▽問い合わせ先 農林課（☎42・9111内線344）

【農林課】

## 子育て支援事業

## 「つどいの広場に遊びにきてね。」

つどいの広場には、「安心して遊べるね」「今日は何して遊ぼう」と、たくさん子どもと保護者が遊びに来ています。

楽しい遊びと出会いがいっぱいあります。

▷場所 西ふれあいセンター分館

▷利用日 月曜日～金曜日（土・日・祝日・出張つどいの広場開催日は、休み）

▷時間 午前9時～午後3時まで

▷利用料金 月額300円（1回利用のときは100円。4回目からは無料）

▷対象

0歳～就学前までの子どもとその保護者

▷問い合わせ先

つどいの広場専用電話（☎43・9112）

【児童福祉課】

## 11（いい）月30（みらい）日は「年金の日」です!!

年金記録や将来の年金見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」を利用すると、いつでも自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、自身の年金記録をもとに様々なパターンの試算をすることもできます。

「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページで確認するか、桜井年金事務所（☎42・0033）に問い合わせてください。

【保険医療課】

## 桜井県税事務所からのお知らせ

お知らせ

個人事業税の第2期分の納期限は、12月1日（月）です。

第2期分の納付書で、納期限までに納付してください。

※個人事業税の納付書は、8月に第1期分と第2期分をまとめて送付しています。

※コンビニエンスストアやペイジー（パソコン・携帯・ATM）での納付もできます。

※口座振替もできます。（金融機関にて申込み）

※口座振替もできます。（金融機関にて申込み）

▽問い合わせ先 桜井県税事務所（☎43・3131）

【税務課】

## 募集



## 市営住宅空家募集

▽募集内容 募集住宅および募集戸数の一覧表は営繕課にあります。

▽申込資格（次の条件をすべて満たす人）

①市内に住所がある人または勤務先が市内の人

②現在住宅に困窮している人

③現に同居し、または同居しようとする親族（婚約者含む）のある人（単身者住宅を除く）

④条例で定める収入基準額を超えないこと

⑤一般世帯：基準月收入額158,000円以下。

高齢者・障害者世帯等214,000円以下。

⑥市税を滞納していない人

⑦過去に市営住宅等に入居していた人は、滞納・無断退去等をしていないこと

⑧暴力団員でないこと

▽申込用紙配布及び受付日時 11月4日（火）～14日（金）

午前9時～午後4時30分

※土日を除く受付期間内に、専用申込用紙で直接営繕課まで申込んでください。用紙は営繕課で配付します。

▽選考方法 公開抽選

▽入居日 平成27年1月5日（月）

▽問い合わせ先 営繕課（☎42・9111内線243）

【営繕課】

## 女性消防団員募集

桜井市消防団では、地域の安全・安心を守っていただける女性消防団員を募集しています。あなたも一緒に活動しませんか。

▽主な活動内容 火災予防・地域防災に関する広報、応急手当の普及活動、災害時の後方支援等。

▽申込・問い合わせ先 危機管理課消防団係（☎42・9111内線308）

【危機管理課】

## 自衛隊

## 高等工科学校生徒募集

▽資格 中卒（見込含） 17歳未満の男子

▽受付期間および試験日

●推薦 受付…11月1日～12月5日 試験日…平成27年1月10日～12日（内1日）

●一般 受付…11月1日～平成27年1月9日 試験日…平成27年1月24日

＜1次＞ 平成27年1月24日

＜2次＞ 平成27年2月5日～8日

詳しくは自衛隊天理募集案内所（☎0743-632540・ホームページ

<http://www.mod.go.jp/pc/nara>・メールアドレス [hq1-nara@pc.mod.go.jp](mailto:hq1-nara@pc.mod.go.jp) まで。

【市民課】



毎月1日は

「桜井安全・安心の日」

です。

【危機管理課】

## 《 無 料 相 談 コ ー ナ ー 》

| 相 談                                           | 内 容                                                         | 日 時                                                     | 場 所                                         | 予約      | 申 込 ・ 問 い 合 わ せ 先                                                               |
|-----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|---------------------------------------------|---------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 中南和法律<br>相談センター<br>法律相談                       | 日常お困りの法律問題<br>(予約面談制)<br>〈先着6名・各30分間〉                       | 毎週火曜日<br>(祝日は除く)<br>13:00～16:00                         | 市役所<br>2階<br>相談室                            | 要       | 相談日の1週間前の火曜日の午前9時30分から電話で奈良弁護士会へ。(☎0742-22-2035)【市民協働課】                         |
| ※火曜日以外にも他会場での相談窓口があります。詳しくは奈良弁護士会へ問い合わせてください。 |                                                             |                                                         |                                             |         |                                                                                 |
| 無料<br>法律相談                                    | 弁護士による法律相談<br>(予約面談制)〈市内在住・先着7名・各25分間〉                      | 11月13日(木)<br>13:00～16:00                                | 市役所<br>2階<br>相談室                            | 要       | 11月4日(火)午前8時30分以降に電話で市民協働課市民生活係へ。(☎42-9111内線534)【市民協働課】                         |
| ※無料法律相談は市内在住者で、今までに無料法律相談を受けていない人のみ利用できます。    |                                                             |                                                         |                                             |         |                                                                                 |
| 司法書士に<br>よる<br>法律相談                           | 借金問題、土地建物・会社<br>法人の登記、相続、遺言な<br>どの相談(予約面談制)<br>〈先着5名・各40分間〉 | ①11月14日(金)<br>13:00～16:20<br>②11月27日(木)<br>13:00～16:20  | 市役所<br>2階<br>相談室                            | 要       | ①11月5日(水)午前8時30分以降<br>②11月12日(水)午前8時30分以降に電話で市民協働課市民生活係へ。(☎42-9111内線534)【市民協働課】 |
| 税理士に<br>よる<br>税務相談                            | 税金についての相談<br>(予約面談制)<br>〈先着5名・各30分間〉                        | 11月19日(水)<br>13:00～16:00                                | 市役所<br>2階<br>相談室                            | 要       | 11月6日(木)午前8時30分以降に電話で市民協働課市民生活係へ。(☎42-9111内線534)【市民協働課】                         |
| ※税理士(税理士法人)に依頼されている人は利用できません。                 |                                                             |                                                         |                                             |         |                                                                                 |
| 行政書士に<br>よる<br>法務相談                           | 営業許可、帰化など身分に<br>関する事、近隣トラブルな<br>どの相談(予約面談制)<br>〈先着5名・各40分間〉 | 11月28日(金)<br>13:00～16:20                                | 市役所<br>2階<br>相談室                            | 要       | 11月14日(金)午前8時30分以降に電話で市民協働課市民生活係へ。(☎42-9111内線534)【市民協働課】                        |
| 消費生活<br>相談                                    | 消費(買物・契約等)・<br>多重債務などの相談                                    | 毎週火・木・金曜日<br>(祝日は除く)<br>10:00～16:00                     | 市役所1階<br>消費生活<br>相談室                        | 不要      | 市民協働課市民生活係<br>(☎42-9111内線534)【市民協働課】                                            |
| 行政相談                                          | 行政に関する相談                                                    | 11月12日(水)<br>13:00～16:00                                | 市役所1階<br>消費生活<br>相談室                        | 不要      | 市民協働課市民生活係<br>(☎42-9111内線534)【市民協働課】                                            |
| ※予約は不要ですが、当日に受付が必要です。市民生活係までお越しください。          |                                                             |                                                         |                                             |         |                                                                                 |
| 福祉の<br>『心配ごと相談』                               | 日常生活における様々な悩み<br>ごとや心配ごとなどの相談                               | 毎週木曜日<br>10:00～15:00                                    | 福祉セン<br>ター分館                                | 不要      | 相談日には電話相談(☎42-6804)<br>も行います。【社会福祉協議会】                                          |
| 若者自立の<br>ための相談会                               | 高校中退者・ニート・引<br>きこもりなどの相談                                    | 11月1日～30日<br>(日・祝日除く)<br>9:00～18:00                     | 桜井駅前<br>南口エルト<br>桜井2階                       | 不要      | 若者サポートステーションやまと<br>(☎44-2055)【商工振興課】                                            |
| 人権擁護委員<br>による<br>『悩みごと相談』                     | 人権に関わる様々な悩み<br>ごと                                           | 11月19日(水)<br>13:00～16:00                                | 市役所1階<br>消費生活<br>相談室                        | 不要      | 人権施策課人権係<br>(☎42-9111内線561)【人権施策課】                                              |
| 女性相談                                          | 女性の様々な問題や悩み<br>(夫婦・育児・介護・ド<br>メスティックバイオレン<br>スなど)           | 11月26日(水)<br>面接相談<br>12:30～15:00<br>電話相談<br>10:00～11:30 | 市役所1階<br>消費生活<br>相談室<br>☎42-9111<br>(内線564) | 要<br>不要 | 相談日の午前中までに人権施策課<br>男女共同参画係へ。<br>(☎42-9111内線564)<br>◎匿名での相談も可。【人権施策課】            |

催し・市内



第54回

ランチタイムコンサート

- ▽日時 11月6日（第1木）  
午後0時15分～0時45分
- ▽場所 市民会館ロビー
- ▽内容 うたうマリンバ
- ▽出演者 マリンバ・土家倫子さん、ピアノ・船谷浩子さん
- ▽費用 無料
- ▽問い合わせ先 文化を考える桜井市民の会（☎090・6751・5708）

芸術芸能祭

第50回記念桜井市展

- ◆美術展 11月22日（土）～24日（月・振休）午前9時～午後5時（最終日は午後3時30分まで）
- ◆児童画展 11月18日（火）～24日（月・振休）午前10時～午後5時（最終日は午後3時まで）
- ◆茶・華道展 11月23日（日・祝）・24日（月・振休）午

前10時～午後4時（茶道については、最終日は午後3時まで）

◆盆栽展 11月22日（土）～24日（月・振休）午前10時～午後5時（最終日は午後3時まで）

▽会場 中央公民館

※児童画展は、まほろばセンタ一の市民ふれあいホールで開催します。

◆芸能合同発表大会 11月24日（月・振休）午前9時40分～午後4時

▽会場 市民会館

▽問い合わせ先 社会教育課（☎42・9111内線608）

【社会教育課】

アーケード撤去完了！

「ソラほんまちフェスタ」を開催します！

▽日時 11月22日（土）午後2時～8時

※小雨決行。大雨の場合は23日（日・祝）・30日（日）の順に延期。

▽場所 桜井本町通り

▽内容 模擬店やチャレンジショップなどの屋台村、奈良情報商業高校による生鮮物の販売、工作教室など子ども向けのイベントも盛りだくさん！

【商工振興課】

公民館講座募集

◆落款印をつくろう

年賀状や色紙に押す2センチ弱の篆刻を作ります。

▽日時

・11月29日（土）

印稿をつくろう  
12月13日（土）

印を彫ろう  
※両日とも午後1時30分～3時30分（2回連続講座）

▽場所 中央公民館研修室

▽講師 豊田宗児さん（奈良教育大学教授）

▽対象 市内在住・在勤の人（2回とも参加できる人）

▽募集人数 20人（先着順）

▽材料費 200円

▽持ち物 タオル（2回目）

▽申込締切日 11月21日（金）

◆みそづくり教室

▽日時 11月30日（日）

午前の部（午前10時～正午）・午後の部（午後1時30分～3時30分）の計2回

▽場所 中央公民館2階調理実習室

▽講師 鎌房美子さん

▽募集人数 各回25人（先着順）

▽対象 市内在住・在勤の人

資源物持ち去り防止に協力を

資源物を出す際の注意

- ①必ず決められた場所に出してください。  
○カン・ビンは専用コンテナに入れてください。  
○ペットボトルは専用ネットまたはカン・ビン専用コンテナに入れてください。  
○新聞等は十字に束ねて、そのままカン・ビン専用コンテナまたはペットボトル専用ネットに入れてください。
  - ②必ず決められた日の午前8時30分までにしてください。  
ご協力をお願いします。
- 《注意》決められた場所に出されないと、資源物と判断できないため収集できない場合があります。【環境部】

▽材料費 3,800円

▽持ち物 エプロン・三角巾・みそを入れる容器（仕上がりは約7kg）

※容器のない人は、材料費とともに申し込んでください。（容器代450円）

◆大人の折紙教室

▽日時 12月11日（木）午前10時～正午

▽場所 中央公民館研修室

▽講師 岡田幸余さん

▽作品 舞鶴

▽対象 市内在住・在勤の人

▽募集人数 20人（先着順）

▽材料費 350円

▽申込締切日 12月3日（水）

◆わくわく子ども工作教室  
リースを作ろう（クリスマス・お正月まで飾ろう）

▽日時 12月13日（土）午前10時～正午

▽場所 中央公民館研修室

▽講師 中川卓則さん

▽対象 市内在住の小学生とその保護者

▽募集人数 10組（先着順）

▽材料費 1,000円

▽持ち物 クラフトはさみ

▽申込締切日 11月30日（日）

◆共通

▽申込方法 11月2日（日）午前8時30分から受け付けます。材料費を添えて、中央公民館窓口まで申込んでください。（電話申込不可）

※月・火曜日は休館です。

▽問い合わせ先 中央公民館

（☎45・0965）

【中央公民館】

市観光協会主催事業

①大和の古道紀行 第2回

「いい夫婦の日」に歩く山の辺の道 記紀・万葉歌碑めぐりハイキング

いい夫婦の日にちなんで11月22日に桜井市観光協会と天理市観光協会の共催で桜井駅から天理駅まで、夫婦が仲良く山の辺の道を天理市トトレイルセンター（長岳寺）まで歩くというユニークなハイキングです。

▽日時 11月22日（土）午前10時～午後2時30分頃

▽集合時間・場所 午前9時30分・JR桜井駅

▽解散時間・場所 午後2時30分頃・JR柳本駅

▽費用 一人3000円

▽コース（約9km）

JR桜井駅↓大神神社↓長岳寺↓天理トトレイルセンター↓JR柳本駅

※奈良県北部に午前6時時点で警報発令の場合は中止。

▽申込方法 JR桜井駅スタンプ希望の人はFAXまたは

ハガキにイベント名・郵便番号・住所・氏名・電話番号・年齢・性別を記入のう

え、市観光協会（〒633-0063 大字川合260-2 商工会館内）まで。

▽問い合わせ先 市観光協会（☎・FAX 42・7530）

②万葉ゆかりの地 味酒三輪の里を歩くハイキング

市観光ボランティアガイドの会のメンバーが三輪の町の隠れた魅力をご案内します。

▽日時 11月2日・9日・16日・23日・30日（各日曜日）

※予約不要

▽集合時間・場所 午前9時45分・JR三輪駅前

▽費用 無料

▽コース（約3km）JR三輪駅

↓大神神社↓大和の杜展望台↓三輪茶屋跡↓恵比須神社↓古い商家街並み↓JR三輪駅（正午頃解散）

▽問い合わせ先 市観光協会（☎・FAX 42・7530）

▽桜井本町通・周辺まちづくり協議会主催

活き活き講座

◆四季折々の桜井く古代・中世・近世に輝いた美しき桜井を見る

桜井を歩いて巡った経験をもとに、記紀万葉が息づく桜井を語っていただきます。

▽講師 雑賀耕三郎さん（N

HK文化センター梅田教室「大和路を行く」講師、談山神社総代、NPO法人奈良まほろばソムリエの会会員

▽日時 11月12日（水）午後7時～9時

▽場所 桜井本町通り2丁目たまり場（旧マエダふとん店）

▽申込締切日 11月11日（火）

▽申込・問い合わせ先 電話で、三宅嘉彦（大字桜井1000ヘアーモードサロンミヤケ（☎090・3050・0771）まで。

【観光まちづくり課】

測量・土木設計無料相談会

▽日時 11月12日（水）午後1時30分～4時30分（最終受付午後4時）

※予約不要

▽場所 中央公民館3階小会議室

▽内容 土地の測量や土木設計に関する無料相談

▽問い合わせ先（公社）奈良県測量設計業協会（☎0742・63・2557 FAX 0742・63・2553）

【土木課】

「大和さくらい100選」周遊ルート 明和の春・大和「桜井 記紀万葉プロジェクト」では『大和さくらい100選』を選定し、桜井への誘客に取り組んでおり、市民の周遊ルートを策定しました。

◆明和の春・大和の風景

明和9年（1772年）に本居宣長一行が長谷の化粧坂を越え桜の咲く記紀の古里・大和さくらいにやって来ます。このときの感動は旅行記「菅笠日記」に長谷谷を挟んで大和平野が見渡せる感動を『あざあざと見渡たされる景色』と認めています。

この年、43才の宣長は古事記伝の編纂に当り、お礼参りを兼ね記紀万葉の古里・大和さくらいを訪れました。当時の大和は7藩により治められ、中でも芝村藩は財政が逼迫しており、所領の10倍に近い（約9万石）天領地を預り地として抱えていました。

この預り地においての過酷な年貢に対し「芝村騒動」が発生（1753年）しました。この結果、農民に対しては死罪1名・遠島4名・追放32名の裁定が下りました。この騒動も落着きを見せ始めた明和

期の桜井を記紀万葉のふるさととして、宣長が辿った地を繋ぐ周遊ルートとして発信します。

◆講演会：明和の春～本居宣長「菅笠日記の旅」桜井

▷開催日時 11月8日（土）

受付：午後1時～ 講演：午後1時30分～

▷開催場所 市立図書館研修室

▷講師 吉田悦之さん（本居宣長記念館・館長）

▷費用 無料 ※申込不要

◆記念ハイキング（大和さくらい100選周遊ルート）

▷開催日時 11月9日（日）

受付：午後1時～ スタート：午後1時30分～

▷集合場所 近鉄長谷寺駅前広場

▷コース（約6km）近鉄長谷寺駅～化粧坂～長谷寺～出雲・黒崎～慈恩寺～近鉄大和朝倉駅

▷費用 無料 ※申込不要

◆問い合わせ先（共通）

うるわしの桜井をつくる会（☎43・7773）

※この事業は、桜井・市民協働推進補助金を受けて実施しています。

【観光まちづくり課】

冬の工作教室「ペーパーパーク  
イリングを楽しもう」

▽日時 12月13日（土）

1部 午前10時30分～

2部 午後2時～

▽場所 市民会館

▽材料費 800円

※事前の申込みが必要です。

※詳細は市民会館ホームペ  
ジ等をご覧ください。

ダンスパフォーマンスDA  
VOL. 3

音楽に合わせて、パフォー  
マンスを大舞台で披露してみ  
ませんか？

ジャンル不問。平舞台で演  
技可能なものとします。

▽日時 12月14日（日）

開演 午後1時

▽場所 市民会館

▽参加費 無料

※詳細は市民会館ホームペ  
ジ等をご覧ください。

【市民会館】

女性のひろば・さくらい設  
立15周年記念 奥野史子さ  
んと語る 夢をおいかけて

▽日時 11月16日（日）

開場 午後1時

開会 午後1時30分

※申込不要

▽場所 まほろばセンター多  
目的ホール

▽内容

①開会

②ミニコンサート ソプラ  
ノ・庵前通世さん、ピアノ・

中村真紀子さん

③対談 奥野史子さん（バルセ  
ロナ五輪シンクロナイズド

スイミング銅メダリスト）

▽問い合わせ先 女性のひろ  
ば・さくらい 吉川（☎43

・4039）まで。

【人権施策課】

催し・市外



ハローワークで求職活動さ  
れている方へ！★就職率  
80・7%（H25実績）★

▽訓練科名 ①CAD／NC

技術科②電気設備科③住環

境コーディネーター科

▽対象 仕事を探している人

▽定員 ①②16名③17名

▽訓練期間 平成27年1月5

日～6月29日

▽訓練場所 ポリテクセン

ター奈良（橿原市城殿町

433）無料駐車場あり。

▽費用 無料（教科書代等は  
実費負担）

▽募集期間

11月4日（火）～28日（金）

▽問い合わせ先 ポリテク

センター奈良（☎22・  
5226）【商工振興課】

聞こえの相談会

▽日時 11月23日（日・祝）

午後1時～4時

▽場所 県社会福祉総合セン

ター5階研修室C（橿原市

大久保町320・11 ☎29・

0111）近鉄畝傍御陵前

駅東出口から北東へ徒歩約

3分

▽内容・テーマ「聞こえの改

善・補聴器と人工内耳」

西村忠己さん（県立医大

耳鼻咽喉科助教）

○体験発表（予定） 補聴器、

人工内耳装用者

○個別相談 西村さん、医大

医局員、人工内耳メーカー、

補聴器販売店

▽参加費 無料（※申込不要）

▽問い合わせ先 県聴覚障害

者支援センター（☎21・

7880 FAX 21・7888）

【社会福祉課】

第4回さくらい農・商ふれあいフェスタ  
～つなげよう！未来への産業！！～

収穫の秋に市内の農業と商業、観光のマッチング  
を目指して、さくらい農・商ふれあいフェスタを開  
催します。当日はとれたて新米のおにぎりや市内で  
作られた野菜たっぷりの汁物の振る舞い、農業者の  
みなさんの取り組みの紹介や市内商業者の出店など  
様々な企画を用意しています。

また、オープニングには初瀬太鼓麟風隊の子ども  
たちによる演奏を、午後からは桜井市吹奏楽団によ  
る演奏を予定しています。他にも各種楽しいイベン  
トが盛りだくさんですので、ぜひご来場ください。

▷開催日時 11月8日（土）

午前9時30分～ オープニング（予定）

午後2時 終了予定

▷場所 市民体育館および前面駐車場

▷主催 さくらい農・商ふれあいフェスタ運営委員会

▷問い合わせ先 農林課（☎42 - 9111 内線344・  
353）

【農林課】

「奈良マラソン2014」開催に伴う  
交通規制について

今年で第5回大会となる「奈良マラソン2014」  
が開催されます。コースの奈良市および天理市に  
おいては交通規制が実施されます。ご迷惑をおか  
けしますが、ご協力をお願いします。

▷規制日時 12月14日（日）

午前8時30分頃～午後3時頃

▷主な規制区間 国道369号等（大宮通り）二条大  
路南5丁目～県庁東～焼門前・国道169号（天理  
街道）紀寺～窪之庄町南・県道高畑山線等 高樋町  
～円照寺前～高畑町・奈良市道等（やすらぎの道）  
高天～奈良市鴻ノ池陸上競技場・奈良公園・天理  
市内

▷ホームページ 「奈良マラソン交通規制」で検索  
してください。（<http://www.nara-marathon.jp/>）

▷問い合わせ先 奈良マラソン実行委員会事務局  
（☎0742 - 81 - 8752）

【社会教育課】



第52回  
オストメイトの個別相談会

オストメイト（人工肛門・人工膀胱を持っている人）対象の個別相談会が開かれます。一人で閉じこもらないで、専門家や同じ立場の人に相談をし、元気になるませんか。

▽日時・場所  
① 11月22日（土）

午前9時～正午  
県社会福祉総合センター2階  
ポランティアルーム（櫃原市大久保町320-11 ☎26-0233）  
② 11月29日（土）  
午前9時～正午  
県文化会館2階集会室C（奈良市登大路町6-2 ☎0742-238921）  
▽費用 無料（※申込不要）  
▽相談対応者 専門看護

ストップ・ザ・滞納！「市町村税・県税の一斉滞納整理強化期間」

市税は、あらかじめ納期限が定められており、この期間内に全額納付がないことを「滞納」といいます。滞納することにより、全額納付されるまでに市税の他に「督促手数料」、「延滞金」が加算されます。

地方税の公平・公正を確保し、納税者の信頼を守るため、【市町村税・県税の一斉滞納整理強化期間】を設定し、県内全市町村と県が協働して差押等をはじめとする滞納整理に集中的に取り組めます。滞納を解消するため、滞納者と取引のある金融機関や勤務先に対し、法律に基づく財産調査を集中的に行います。みなさんのご理解とご協力をお願いします。

●実施時期 11月から12月末まで

●実施団体 県内全市町村（39団体）および県

①滞納者に対する差押（預貯金・給与等）の集中実施

②滞納者に対する文書催告等の集中実施

なお、特別な事情により納期限内に納付することができない場合は、事前に税務課徴収係および保険医療課保険徴収係まで相談してください。

▷納付相談窓口 ☎42-9111 税務課徴収係（内線572・573・574）・保険医療課保険徴収係（内線226・525） **【税務課】**

不動産の公売に参加しませんか。（奈良県中南部地区不動産合同公売）

師、支部役員（ピアサポーター）、ストーマ装具業者（製品を展示）  
▽問い合わせ先（公社）日本オストミー協会奈良県支部 三田村（☎0742-491839） **【社会福祉課】**

市町村や県が税金を徴収するため差し押さえた不動産を公売します。公売には公売保証金を納付すれば、国税徴収法の制限を受ける人を除き、原則として誰でも参加できます。

ただし、滞納税額が完納になったときなど、公売が中止される場合がありますので、事前に確認してください。

▽公売日 11月10日（月）

▽場所 県高田総合庁舎3階大会議室（大和高田市大和98-4）

▽公売財産 税務課に備付けの「不動産公売の手引き【中南部】」または県のホームページなどで確認してください。

▽公売日程  
午前10時～10時30分

第1回桜井市議会報告会  
開催のお知らせ

▷日程 11月15日（土）  
▷時間 午後2時～3時30分（開場：1時30分）  
▷会場 市役所2階大会議室  
▷内容 ①平成26年度9月定例会の報告  
②意見交換会

※事前申込不要。



主催：桜井市議会

**【議会事務局】**

スポーツ振興くじ（toto）  
助成事業・桜井宇陀サッカー教室開催

公売保証金の受付  
午前10時30分 入札の説明  
午前10時40分～11時 入札  
午前11時 開札  
▽売却決定 11月17日（月）午前10時  
▽買受代金納付期限 11月17日（月）午前11時30分  
詳細については県のホームページ、または税務課徴収係（☎42-9111 内線572・573・574）まで問い合わせてください。 **【税務課】**

▽日時 11月16日（日）午前10時～午後3時  
▽場所 芝運動公園  
※雨天の場合は大字陀体育館  
▽参加対象者 圏域内（桜井

市・宇陀市・曾爾村・御杖村）に住所を有する4、5歳～中学生（サッカー未経験者や男・女は問いません）  
▽参加費 無料  
▽申込方法 封書により（結果連絡用「官製ハガキ」同封のうえ）、桜井宇陀広域連合サッカー教室係（〒633-0021 大字倉橋2116-2）まで。参加申込書および参加承諾書は、桜井宇陀広域連合のホームページからダウンロードできます。  
▽申込締切日 11月7日（金）（先着順100人）  
※詳しくは桜井宇陀広域連合サッカー教室係（☎44-1444）へ。 **【社会教育課】**



明日香養護学校 体験学習  
（中学部・高等部）について

県立明日香養護学校では、平成27年度に入学（転入学）を希望する障がいのある生徒とその保護者に対して、本校の肢体不自由教育についての理解と認識を深めていただくため、体験入学を行います。

また、本校では県内全域を対象に、訪問教育を行っております。障がいが多い、病気など健康上の理由、あるいは家庭の都合などで学校に通学することの困難な生徒の家庭に教員が訪問して行う教育です。

〈中学部〉

▽日時 11月27日（木）

午前9時10分～午後1時

（給食の試食を行います）

▽場所 県立明日香養護学校

▽対象

○肢体不自由を有する小学6年生と保護者および関係者  
○訪問教育の体験を希望する生徒と保護者および関係者（当日参加の困難な場合は相談してください。）

〈高等部〉

▽日時 11月18日（火）

午前9時10分～午後1時

（給食の試食を行います）

▽場所 県立明日香養護学校

▽対象

○肢体不自由を有する中学3年生と保護者および関係者  
○訪問教育の体験を希望する生徒と保護者および関係者（当日参加の困難な場合は相談してください。）

※なお、病弱部門（高等部）の体験学習は第1回目（9月16日（火））でしたが、以後は随時受付していますので、連絡してください。

▽申込締切日 11月7日（金）

▽申込・問い合わせ先

県立明日香養護学校  
（〒634-0141高市郡明日香村川原410 ☎543380）【学校教育課】

お詫びと訂正

広報わかざくら10月号17ページ、「済生会中和病院で病児保育所を開設しています」の記事に、次のとおり誤りがありましたので、お詫びして訂正します。

◆月曜日（祝祭日の場合はその翌日）のみ行っている電話での予約の受付開始時間

誤…午前7時  
正…午前7時30分



人権コーナー

『人にやさしい ふれあいの地域づくり』を進めよう！

◆桜井市人権教育推進協議会は市や加盟機関団体と共に、今年も「子どもたちを地域で育てる」をスローガンとして、地域ぐるみ・市ぐるみで、基本目標『人にやさしい、ふれあいの地域づくり』に取り組んでいます。

それぞれのアプローチはあると思いますが、大人が子どもたちの生活に無関心な態度をとるのではなく、こちらからアクションを起こすことが大事だと考えます。

◆親にはしんどい顔を見せられ、子どもたちは強い思いから、だれにも相談できず一人頑張っている子どもたちがいます。誰にも話せないでいる子どももいます。元気のない姿を見かけたら一声かけてみたり、友達同士でふざけた素振りがみえたら一声かけることから始めてみるとどうでしょう。

今、小学校ではスクール安全スタッフのみなさんが、子どもたちと一緒に登下校してくれています。まずは、このような登下校などの機会から

子どもたちに声をかけしていくことで、一つのアプローチとしていけると思います。

◆あいさつを通して、地域が見守っている・地域がつながっている…という意識を強く持ち、自分たちで続けられるアクションを起こしていくことはありませんか。その延長線上に、桜井市人権教育推進協議会および各校区人権教育推進協議会のめざす「人にやさしい、ふれあいの地域づくり」が実現していくと考えます。

【人権施策課】

てんいち先生





優勝 桜井西中学校  
2位 桜井中学校

### 中学校 バレーボール大会結果

▽申込締切日 11月19日(水)

▽定員 25名

▽参加費 3,700円(交通費含む)

▽コース 貸切バス↓おおぼらキャンプ場↓東海自然歩

道石畳コース↓倉骨峠↓

尼ヶ岳(958m)↓高尾

(約12km・4時間)

▽日時 11月23日(日・祝)

午前7時30分桜井駅北口集合

合

第194回市歩こう会

〜錦秋の尼ヶ岳へ〜

第194回市歩こう会

## スポーツのコーナー

【総合体育館

☎ 45

0606 <http://www.net-taikyo.com>】

## 2015年 桜井新春マラソン大会

▷日時 平成27年1月11日(日)《雨天決行》

〈受付〉午前9時〜〈開会式〉午前9時40分

▷主会場 総合体育館

▷募集期間 11月1日(土)〜12月10日(水)

※総合体育館に所定の申込用紙があります。

| 距離   | 種目                               | 参加料    |
|------|----------------------------------|--------|
| 12km | 一般男子・女子の部(29歳以下・30歳〜49歳まで・50歳以上) | 1,000円 |
| 5km  | 一般男子の部(60歳以上)                    |        |
|      | 一般女子オープンの部                       |        |
| 5km  | 中学生男子の部                          | 無料     |
| 3km  | 中学生女子の部                          |        |
| 2km  | 小学生男子の部(4・5・6年生)                 |        |
|      | 小学生女子の部(4・5・6年生)                 |        |
|      | ファミリーの部※5歳〜小学3年以下の子どもと保護者のペア     |        |
|      | 健康づくりの部                          |        |

## 第9回桜井市子ども駅伝大会開催

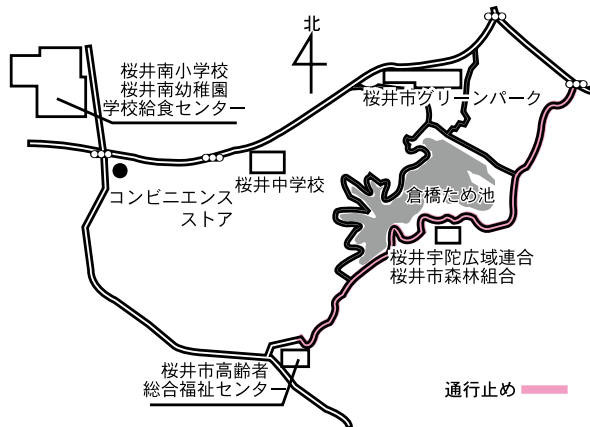
▷日時 12月6日(土)〈開会式〉午後0時30分

▷会場 倉橋ため池周遊路

### ●交通規制(通行止め)のお知らせ

子ども駅伝大会開催に伴い下記のとおり通行が規制されます。ご協力お願いします。

▷規制時間 午後1時〜3時



## 人権文化を育てる市民の集い



▷日時 11月29日(土)

受付:午後1時 開会:午後1時30分

▷会場 市立図書館研修室1

▷テーマ 「いじめってなんですか〜いじめに対する大人の認識を考える〜」

▷講師 小森新一郎さん

(NPO法人ジェントルハートプロジェクト代表)

入場  
無料

### 《ジェントルハートプロジェクトとは》

ジェントルハートプロジェクトは、いじめ問題の解決をめざして、いじめ自死遺族等が設立したNPO法人です。全国各地で講演会、展示会、勉強会やコンサート等の取り組みを通して多くの人たちに「やさしい心」を伝えるための活動を行っています。

今回の講師、小森新一郎さんは、平成10年、高校入学間もない一人娘の香澄さんはいじめによる自死で亡くされています。いじめのない社会、あたたかい教室と学校をめざし、平成14年にジェントルハートプロジェクトを立ち上げられました。



～みなさんの参加をお待ちしています～

【人権施策課】

## 図書館からのお知らせ

### ●ビブリオバトル in 桜井 第9回

- ▷日時 11月8日(土) 午後2時～3時
- ▷場所 図書館会議室
- ▷テーマ 「彩り」
- ▷対象 中学生以上
- ▷募集 発表者5名 観覧者20名
- ▷参加費 無料

▷申込方法 電話、Eメールにて桜井市立図書館(☎44-2600・Eメール tosyokan.sakurai@office.eonet.ne.jp)まで申込んでください。図書館カウンターでも受付けています。

▷受付期間 定員になり次第締め切ります。

●11月22日(土)～24日(月・振休)の3日間、「さくらあと」に合わせて開架室を午後8時まで開館します。

### おはなし会の案内(当日参加)

『桜井おはなしの会』や『子ども読未知』、職員によるおはなし会を開催しています。

| 月  | 日      | 対 象        | 時 間        | 内 容             | 場 所     |
|----|--------|------------|------------|-----------------|---------|
| 11 | 1日(土)  | こども(小学生から) | 午後3時～3時30分 | おはなしや絵本の読み聞かせなど | おはなしのへや |
|    | 8日(土)  | こども(3歳～6歳) |            |                 |         |
|    | 15日(土) | どなたでも      |            |                 |         |
|    | 22日(土) | こども(2歳まで)  | 午後3時～3時15分 | 絵本の読み聞かせなど      |         |

※大人も入場できます

●新しい本の情報については、図書館内の配布資料やホームページでも見ることができます。

☆お願い 次に読みたい人が待っている場合もありますので、本の返却期限は必ず守ってください。

期限を過ぎてもご返却がない場合、貸出停止になることがあります。

みなさんのご理解とご協力をお願いします。

◎今月の休館日は、**毎週火曜日と第2金曜日(14日)**です。

【図書館☎44-2600 ホームページアドレス <http://www.library.sakurai.nara.jp>】

読書の秋だね



## まだ健康診査を受診されていない、後期高齢者医療保険に加入しているみなさんへ 『11月は後期高齢者健康診査受診促進月間です』

病気の早期発見や重症化予防のため、健康診査を受診しましょう。

※受診券は5月下旬に送付しています。(4月以降に75歳になる人は、誕生月の2か月後に送付しています)

▷実施期間 平成27年1月31日(土)まで

▷実施場所 市内の協力医療機関および県内の協力医療機関(市内の協力医療機関の名称等は、受診券に同封されています)

▷健診内容 ◎問診 ◎身体計測、血圧測定、尿検査  
◎血液検査 ◎心電図

▷費用 500円

年齢を重ねるとともに、からだは衰えやすくなり、病気にかかる危険性も高くなるなど、健康上のさまざまな不安が増してくるものです。

しかし、健康管理に努めることによって老化を遅らせたり、自立した生活が継続でき、病気を防いだり進行を抑えたりすることもできます。

ぜひこの機会に受診しましょう。

※治療の一環として同様の検査を受けている場合は、この健康診査を受ける必要はありません。医療機関に受診中の人はお医者さんに相談してください。

▷問い合わせ先 保険医療課医療係(☎42-9111 内線522・524)

【保険医療課】

## 今月の市税・保険料

納期限は12月1日(月)です。

※納め忘れないように、注意してください。

保険税

■国民健康保険税〈5期分〉

保険料

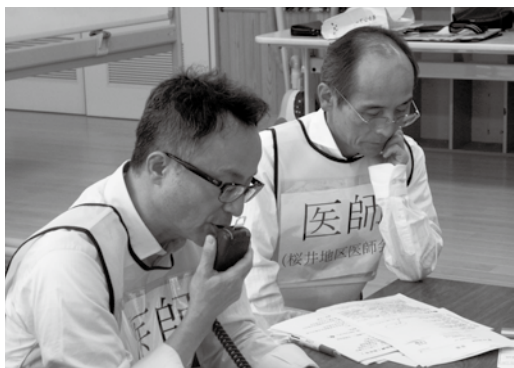
■介護保険料〈5期分〉

■後期高齢者医療保険料〈5期分〉

## 犬の飼い主のみなさんへのお願い

犬のしつけやフンの処理は飼い主のマナーです。一人のマナーの低下により、周囲には多大な迷惑がかかります。犬の散歩時にはフンを処理する道具を持参し、飼い主が責任を持って後片付けをしましょう。また、犬・猫のご相談などは、動物愛護センター(☎0745-83-2631)へ問い合わせてください。





9/12

## 「防災行政無線の通信訓練を実施」

市立桜井小学校と初瀬小学校で防災行政無線を使用した通信訓練を行いました。

今回の訓練では、大災害により多数の死傷者が発生し、桜井小学校および初瀬小学校に救護所が開設され、医師が負傷者の重症度と緊急度の判定を行うトリアージを行ったとの想定でした。そのなかで、災害時の拠点病院である済生会中和病院と各小学校の間で、無線を使用し搬送受入れについて通信訓練を行いました。

参加した医師、学校関係者、市職員は真剣な面持ちで訓練を行っていました。

## 「大和川清流復活作戦」

大和川上流を美しくする会と川合区が毎年秋に実施している粟原川周辺の河川清掃が川合から桜井までの間で実施され、約 300 名が参加しました。この他にも、県立桜井高校の生徒・教職員が学校前の粟原川周辺で、毎年春と秋の 2 回ボランティア清掃の取り組みを行っています。今後もこれらの清掃活動が推進され、ごみのポイ捨てや不法投棄をされない環境を作り、大和川にホタルが飛び交う清流を取り戻すために、より多くの市民に活動の輪が広がることを期待したいものです。

9/21



10/2

## 「男女共同参画講演会を開催」

解放社会学研究所の江嶋修作さんを講師に迎え、「1 人ひとりがそのひとらしく生きる社会をめざして」をテーマに、中央公民館で講演会を開催しました。

江嶋さんは自身の日常生活や活動の中での体験を元に、「他人のことをわかっていないのに、わかった気になっていると、他人に優しくできない。自分が他人のことをわかっていないことにまず気づかないといけない。」と話をされました。約 130 名の参加者は、うなずきながら話を聞いていました。



## 大和 桜井の記紀万葉歌碑の原書を一挙公開！

桜井 記紀万葉歌碑原書展「昭和の文人が愛した神なびの郷」  
【併催】入江泰吉「万葉写真展」

▷日時 11月26日(水)～30日(日) 各日午前10時～午後8時  
※最終日は午後5時閉館。入館は各日閉館の1時間前まで。

▷場所 あべのハルカス近鉄本店ウイング館8階近鉄アート館

▷入館料 500円(高校生以下無料) **こちらの広報紙を呈示すると、市民特別価格 400円にて入館できます。**

▷問い合わせ先 桜井記紀万葉歌碑原書展実行委員会事務局(桜井市観光まちづくり課内)

(☎ 42 - 9111 内線 341・342 FAX 42 - 1747)

**【観光まちづくり課】**



# 広告掲載枠